

淀川水系流域委員会
第8回利水・水需要管理部会
議事録（確定版）

日 時	平成18年11月23日（木）
	午後 1時31分 開会
	午後 5時28分 閉会
場 所	コープ・イン京都 2階 大会議室

〔午後 1時31分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましてので、第8回利水・水需要管理部会を開催いたします。本日の出席委員は利水・水需要管理部会メンバーが8名となっております。定足数7名に達しておりますので、部会として成立しておりますことをご報告いたします。司会進行は庶務近藤でございます。よろしくお願いたします。

審議に入る前に配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配布資料でございますが、お配りしております袋に入っていますが「発言に当たってのお願い」「議事次第」「配布資料リスト」、右肩に番号がついてある資料で「報告資料1」「報告資料2」「報告資料3」「審議資料1-1」「審議資料1-2」「審議資料1-3」「その他資料」「参考資料」、合わせて8点でございます。ご確認をお願いしたいと思います。

なお、「参考資料1」、委員会及び一般からのご意見につきましては、昨日委員会がございましたが、前々回の公開会議でございます11月15日日開催の第10回住民参加部会及び第5回意見聴取反映WG検討会の合同会議以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、速記をしている関係から発言をいただく際「発言に当たってのお願い」を一読いただき、ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前を発声してからご発言いただくようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮をお願いしたいと思います。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードの設定をお願いしたいと思います。本日の部会は3時間を予定しております。それでは、荻野部会長よろしくお願いたします。

荻野部会長

荻野でございます。第8回利水・水需要管理部会を開催させていただきます。きょうは11月23日、勤労感謝の日でございます。こういう大事な日に会議をすることは大変申しわけなく思っております。委員の皆さん、それから河川管理者の皆さん、傍聴席の皆さん、庶務の皆さん、お集まりいただいて本当にありがたく感謝を申し上げたいと思います。

今から約3時間にわたって利水・水需要管理部会の検討をしていただくわけでございますが、きょうの検討の主眼はお手元の配付資料の中にあります、「水需要管理に向けて」という、この案を検討していただくこととなります。本日、これ1本に絞り込んでおります。どうぞよろしくお願いたします。それでは、議事次第に従いまして、2の報告事項をいただきたいと思ひます。庶務の方からお願いたします。

〔報告〕

1) 第 4 回利水・水需要管理部会検討会結果報告

2) 第 5 回利水・水需要管理部会検討会結果報告

3) 第 6 回利水・水需要管理部会検討会結果報告

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。これより、これまでの結果報告をさせていただきたいと思っております。第 4 回利水・水需要管理部会検討会結果報告。9 月 26 日火曜日に開催されました。

1．決定事項でございます。第 5 回利水・水需要管理部会検討会を 10 月 10 日に開催することが決定した。河川管理者から「フルプラン」「異常湧水・利水安全度」「三重県・伊賀市の水道事業」について説明していただきました。

2．検討の概要でございます。利水・水需要管理部会検討資料について。利水・水需要管理部会検討資料たたき台について部会長より説明がなされた後意見交換がなされた。主な意見は以下のとおりです。

「たたき台」への指摘事項。第 2 章までのポイントは、新たに提案されている「総合水資源管理制度」だろう、これまで余り起動していないので今後審議していかなければならない。水需要管理は最も重要な項目だ。委員会が水需要管理をどう考えているのか、もっと具体的に書かないといけない。

続きまして、「意見書」の方向性について。たたき台の作成作業の中で痛感したことは、今以上に水需要抑制を利水者に求める成果・見返りとして「未利用水を環境に還元する」という考え方を一般の方々に説明しないといけないということである。今後、どのように意見書の作成を進めればよいかご意見があればいただきたい。この意見書が何を目的にして書かれ、意見書を受け取った者がどう使うのか、この 10 年で水道事業者の経営もスリム化されてきた。水道事業も経営改善されるだろう。流域委員会が果たす役割はあくまでも方向性の提案・意見の提出なので権限を持った組織が必要だという趣旨が強く出てこないといけない。

続きまして、水需要管理の考え方について。環境や利水の面からだけでなく、世界的な水不足という面からも水需要管理を考えないといけない。ダムによって水需要を供給するというのが利水の中心だったが、これを変えざるを得ない。「河川水を貯める」という管理を脱却し、無駄な水を使わない管理に資する管理制度が必要だ。

そして、今後の進め方について議論がなされました。

続きまして、第 5 回利水・水需要管理部会検討会結果報告でございます。10 月 10 日火曜日に開催

されました。

1．決定事項です。「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台（060926版）」に対する意見があれば10月15日までに提出する。利水・水需要管理部会作業検討会を10月24日火曜日に開催する。提出された委員意見をもとにたたき台の修正を行う。

2．検討の概要でございます。河川管理者からの説明と意見交換、河川管理者より資料について説明がなされた後、意見交換がなされました。主な内容は以下のとおりです。資料2-1「水資源開発基本計画」、資料2-3「淀川水系水資源開発基本計画について」について。たたき台に「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」というご意見がある。これについて、河川管理者としては、現在のフルプランの中でも水資源の総合的な開発・合理化が定められており、まずはフルプランの中で水需要管理の精神を発現していくことが重要ではないかと考えている。

続きまして、資料2-5「利水安全度について」です。利水安全度は、対象期間に何回の渇水が発生したかを根拠にしているが、それぞれの渇水の背景が違っている。降雨パターン、総雨量、水位低下期間とその影響（すぐに回復したのか低水位がついたのか）等の渇水の背景を含めた上で渇水回数を考えなければならない。

続きまして、資料2-4「琵琶湖の異常渇水について」でございます。「渇水」と「異常渇水」の定義を教えて欲しい。「非常渇水」は瀬田川洗堰の操作規則で定義されたもので、「異常渇水」は丹生ダムの方針の中で説明されたものだが、概念としては同じである。

続きまして、資料2-7「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926 版の意見について三重県（H18.10.5）」、資料2-8「利水・水需要管理部会検討資料（たたき台）（060926版）意見照会」について意見交換がなされました。

委員からの意見について。

そして、「利水・水需要管理部会検討資料（たたき台）060926版」および今後の進め方について審議がなされました。

続きまして、第6回水需要管理部会検討会結果報告でございます。10月31日火曜日に開催されました。

1．決定事項でございます。「水需要管理に向けて」たたき台の議論が必要な点（環境コスト負担制度、大阪府水道、国と地方の財政問題、第4章全般）については、第6回水需要管理部会にて審議を行う。「水需要に向けて」たたき台の意見があれば11月12日までに提出する。頂いた意見に応じて作業検討会開催について検討する。

2. 検討の概要でございます。河川管理者 資料2「10.10検討会 追加説明について」。河川管理者より、資料2「10.10検討会 追加説明」を用いて説明がなされた後、委員と河川管理者の質疑応答がなされました。主な意見は以下のとおりです。河川管理者としては即座にフルプランを廃して法律を改正するという対応はしづらい。ただ、社会情勢の変化は理解しており、管理センターの考え方のもと、フルプランの「その他重要事項」が重要になってきていると認識している。

「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）についての意見交換でございます。主な意見は以下のとおりです。

「はじめに」について。「はじめに」の冒頭3行は「明文化し、方向が示された」という表現になっているが、一般的な「河川環境の整備と保全が目的に加えられた」という表現に訂正してはどうか。

続きまして、第2章「開発行政からの転換に」について。国と地方の財政問題について「すなわち、国と地方および国民経済の安定の観点から水需要の拡大を意図する事業は受け入れられない状況にある」としている。水需要に応えることは重要な行政課題であり、本当に水需要の拡大が必要であればそのための事業をやらないといけない。

続きまして、第3章「水需要管理の具体的施策の検討」についてでございます。「淀川大堰の環境の影響」で、淀川大堰の操作が魚類の衰退をもたらしたと断定するのはどうか。流域委員会が断定したことになるので考慮されてはどうか。

第4章「新たな淀川利水管理にむけて」についてでございます。この意見書を受け取った河川管理者は「具体的に何ができるか」と考えるだろう。委員会もそれを承知で書いている。河川管理者が自らの権限の中でできることは少ないかもしれないが、権限の枠内でもできることはあるはずなので、取り組んで欲しいという文章を追加してはどうか。

そして、一般暴走族放射からの意見聴取が行われました。以上でございます。

〔審議〕

1) 「利水・水需要管理部会報告書（案）」（たたき台）（061123版）について

荻野部会長

どうもありがとうございました。ただいまの結果報告につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいようでしたら、次の審議の項目に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第3項目の審議に入りたいと思います。きょうの審議項目は2点ございますが、主なものは1) 「利水・水需要管理部会報告書（案）」（たたき台）（061123版）でございます。お手

元に資料が入っていると思いますが、これについて審議をお願いいたしたいと思います。審議に先立ちましてこの報告書案について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、表紙を見ていただいて、一番上から「利水・水需要管理部会報告書（案）」ということになっております。先般、運営委員会で、ほかのテーマ部会から報告書が出るわけですが、報告書がいいのか、ほかの何かタイトルがいいのか、いろいろ議論をしました結果、「提言」がよいだろうというふうなことに落ちつきました。したがって、ここの段階では報告書というふうになっていますが、最終的には提言という形で提出させていただきたいというふうを考えております。現段階ではこの報告書ということで議論を進めていただければよろしいかと思っております。

内容につきまして、先般10月31日に、既に内容につきまして、るるご説明をしておりますので細かいことは省略させていただきたいと思っております。それで、10月31日以降現在までの間にご委員の方々、あるいは河川管理者から非常に厳密に詳しく読んでいただきまして、たくさん意見をいただきました。できる限りご意見をこの案の中に盛り込んだつもりではございますが、それぞれ委員の皆さんに意見を出してもらったとおりに直っているかどうか、あるいは河川管理者の方も指摘した事項がきちんと直っているかどうか確認しながら目を通していただきたいと思っております。全体の説明をする前にこの初め書きの部分と、一番最後、35ページになるんですが、第5章という書き方で「まとめ」、第6章「おわりに」と、こうなっております。第5章「まとめ」と「おわり」が何となく重複するような、報告書としては整合性を欠きますので第5章というのをやめまして、「まとめ」と「おわり」を1つのカテゴリーに統合いたしたいと思っております。それで、初め書きのところと終わりの35ページのところを朗読をしていただいて、この審議のスタートにしたいと思っております。高橋さんよろしいでしょうか。

庶務（日本能率協会総研 高橋）

はい。

荻野部会長

それでは、1ページ目の「はじめに」というところと35ページからの終わりのところを朗読していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔「はじめに」、5章 まとめ、「おわりに」朗読部分 省略〕

荻野部会長

どうもありがとうございました。初め書きのところと終わりを今読んでいただきました。重複する文言が何回も出てきて読みづらいところがあったらと思います。最終的にはもうちょっときれいに整理をして書きたいと思っております。初め書き、あるいは最後の「おわりに」に述べたことが本

委員会で水需要管理とはどういう方向を示すものであるか、おおむね理解していただけるのではないかな、こういう表現でこういう方向だということが、わかっていただけるのではないかなと思っております。

要は、今申しましたような、書きましたようなことを、1章から4章の中に入る連ねてごさいます。論点整理というほどのことはできないのですが、幾つかポイントを挙げるとするならば、第1章で特に問題といたしましたことは水資源開発促進法に基づいて、過去ほぼ50年間にわたって水資源開発がなされてきました。その一番もとになったのがいわゆるフルプランということでごさいます。フルプランは水需要を積み重ねて、それに対して供給量を対応していくと。供給量を確保するためにはダム等の河川総合開発計画を推進していくというふうなメカニズムを今まで踏襲してきたわけですが、我々ここでいろいろ審議している中でフルプラン体制が始まって以来、右肩上がりの水需要構造が逆に右肩下がりの方向に転換をしてきたということがございます。そういう時代の流れに対してフルプラン体制そのものにメスを入れることも一つの大事なことでないかというようなことをまず第1章の中に書いてあります。

これは頭にありますけれど、実際は議論をしていく中でだんだん煮詰まってきた内容のことをごさいます。議論をしている中で、特に何度も何度も出てくる話なんですけど、5ページの中ほどに、両括弧で(1)(2)(3)(4)と4つの項目が掲げてございます。これは河川管理者の方が、基礎案のところ書かれて整理された4つの項目です。この4つの項目は非常に重要な項目であるので、実は前書きにも出てくるし、後書きにも2回も出てきたりいたすわけですが、この4つの項目、これ自身が実はソフトソリューション、あるいは水需要管理の根幹をなすものだということをごさいます。これは非常に大事なことでもあるにもかかわらず、具体的にやるとなると非常に大きな壁を持ったものであって、なかなか実施には移せられていないポイントでございまして。こういうことについて第3章で具体的なことを述べてございまして。これが第2のポイントになるかと思えます。

なぜ今、水需要管理なのかということをごさいます。第2章の2.2のところ書いてございまして。2.2のところでは「水需要管理を促す5の要因」というふうにして、これだけでいいかどうか分かりませんが整理してございまして。この中で例えば「その1は、国と地方の財政問題である。」というふうなことを書いております。これには委員の中からも異論が提出されているところではありますが、我々、現在、水需要管理がこういう社会背景、バックグラウンドの中で出てきたコンセプト、概念であり、これを実際やっていくとすればどういう方向に向かうかというふうなことを第2章2.2のところ述べてございまして。

それでは具体的に水需要管理というのは何をやればいいのかということ整理をいたしましたのがその次のページ、10ページの「水需要管理の3本の柱」ということでございます。これも、我々、部会の中で何度も議論をさせていただいたところでございますが、一つには先ほど申しました、フルプラン体制、現在のこれまでやってきた体制それ自身の転換を求めたいというのが1つです。

それから第2の柱として、環境コスト負担問題を挙げてございます。これについてはこの委員会でもたくさんの意見が出ております。まとめきれたものではございません。環境流量、それ自身についても河川生態学者と、我々利水屋といえますと、技術屋との間には相当な見解の違いがございます。それから、環境コストというのは一体どういうものだということについてもまだきちんと煮詰まってはいません。しかしながら、一たん開発した水をもう一度自然に戻すためには幾つかのハードルがある。特に利水者が水利権として持った水資源を、もう一度環境に戻すためにはそれなりの手続、あるいはそれなりの、ここでは経済的インセンティブというふうに言っておりますが、そういうものも必要であろうというようなことが第2の柱でございます。それから、第3の柱は先ほども出てきましたけれども、ソフトソリューションということです。開発によらない水資源確保というのはどうだということを書いております。この3つの柱で水需要管理という中身を構成していこうということでございます。

第1章と第2章はそういうふうな理念系の話をしていただきまして、第3章はそれに基づいて、我々、約6年間、利水・水需要について議論をしてきたわけですが、その中で特に重要と思われる項目を5点挙げて、5つの問題に絞って具体的な施策の検討ということで整理をさせていただいております。第3章の中身です。

それから、最後に第4章が書かれておりますが、第4章は少しトーンが違っております。31ページでございますが、「新たな利水管理にむけて自治体・市民の役割」というふうなことにさせていただいております。その中身は「4.1 渇水対策会議の強化」それから「4.2 自治体と地域政策の中で行う水需要管理」、それから「4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式」です。

これは、議論している中で一番後の方になって出てきたテーマでございますが、これも非常に大事なことであるので、ぜひつけ加えたいということで、特に中村委員、岡田委員が精力的に執筆をしてくれたところでございます。

これは何かと縦割り行政の中で河川管理者は河川管理のところだけを見ているんだけど、実は水問題は他省庁、あるいは役所と官民ともに協力してやっていかないととてもできるものではないと。そういう観点から見ると、地方自治体、あるいは市民の役割が非常に重要な役割を担うものだということで、具体的な例えば社会実験だとか、試行モデルだとか、ベンチマーク方式だとかい

うふうなことをそれぞれの専門の先生方から、問題の指摘をしていただいて整理をしたものがございます。

これまで河川管理者の方からも具体的な一つ一つ文言の訂正だとか、事実誤認だとかいただきもって最終的にこういう形のものに整理をさせていただいたということで、ごく簡単ですけども、論点はこういうところにあるということで概要のご説明にさせていただきたいと思います。

中身を細かく説明すると時間がかかりそうなので、中身の説明はこの辺にさせていただいて、少し休憩時間をとりまして、その間に読んでいただいて、それぞれ要点を整理をしていただいて、議論の時間を長くとりたいというふうに思います。今2時15分でございますので、20分ぐらい休憩をさせていただいて、その間お気づきのところを整理をしていただいて、2時35分ぐらいから審議の方、議論の方に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

では、ちょっと早いですが。はい。ありますか。

金盛委員

金盛です。中身のことでございません。これの進め方の問題ですが、これは部会としての報告書ということですか、先ほどは提言という話でもあったんですが。あと委員会がありますが、委員会の審議はもうないということで、ここで審議して部会として出すということでもいいんですね。したがって、審議はもうここで終わりというのか、実質の審議はこの会でおわりという理解でよろしいんですね。

荻野部会長

これは部会から委員会に提案する提案書ということになります。最終的には委員会が河川管理者に提言という形で提出すると。最終的な形は形式になるかもしれませんが、最終的な形式は委員会が河川管理者に渡すと、こういうものになります。

金盛委員

わかりました。したがって、審議はここで実質終わり、ということになるんですね。

荻野部会長

では、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。これに関しては、本来は委員長がお答えになるべきなんでしょうけれども、私たちのワーキンググループも同じようなプロセスになりますので、私の理解をご説明いたします。委員会に私たちワーキンググループ、この場合は部会でしょうけれども、ご提案されるのがきょう、それが多分きょうで終わりだというご説明だろうと思います。

したがいまして、委員会でもう一度審議が始まる、その中身は濃くて短いかもしれませんが、私はそんなふうに理解しております。それで委員会でご審議いただいて委員会で承認していただいて、それが河川管理者に回るんだと私は理解しております。もう一度委員会で議論があるべきだと考えております。

荻野部会長

委員長、はい、よろしくお願いします。

今本委員長

今本です。そのとおりです。この地域部会だとか、テーマ別部会、あるいはいろんなワーキング、すべて委員会のもとにやっているわけです。ですから、河川管理者に対してはすべて委員会が対応します。ですから、これもこの部会で審議されたものが委員会に上げられまして、委員の中にはこの部会の委員ではない人もおりますので、そのときに当然意見をいただきます。その意見が非常に重要であれば当然書き直します、修正させていただくことになると考えています。これまでもそうしてきました。

荻野部会長

金盛委員、これでよろしいですか。

金盛委員

はい。したがって、部会の名前はとれるんですね、最終的には。

荻野部会長

はい。この表紙なんです、下のところに淀川水系流域委員会と部会の名前が2つ出てますが、下の方は最終的にはとれるということでございます。もちろん上の方もこんな形ではありません。よろしいでしょうか。

金盛委員

はい、結構です。

荻野部会長

それでは、ちょっと時間が延びましたので、今20分でございますので、40分まで休憩ということで、また目を通していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい、それでは40分まで休憩させていただきます。2時40分にはご着席いただくようお願いいたします。

〔午後 2時18分 休憩〕

〔午後 2時40分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

40分になりました。それでは会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

荻野部会長

20分の休憩だったんですが、引き続き、審議に入りたいと思います。

前半の説明が少し不十分であってなかなか論点が整理できないかもしれませんが、「はじめに」というところと「おわりに」を読んでいただいたんですが、そのあたりの感想あるいはご意見を聞かせていただいて、その後第1章から逐条的にご意見をいただきたいと思います。全体を通じてのコンセプトといいますか考え方、それから流れ、その辺についてのご意見あるいはご感想を聞かせていただければありがたいと思います。どなたからでも結構ですから、よろしくお願いいたします。

寺田委員

寺田です。まず、「はじめに」の方の部分でちょっと意見をと思うんですけども。

「はじめに」ということなので、ここはこの委員会としての現状認識、問題意識を端的に明らかにしておくべきことがやはり一番大事なんだろうと思うんですけども。2ページの中ほどに、「今、淀川の利水管理体制は一つの岐路に立っている」ということで、この委員会としての明確な問題意識を示していると思うんですね。ここは非常に重要かと私は思うんですけども、ずっとそれまでの、1ページからその段落までの間を受けて、そしてこういう重要な時期に差しかかっているんだということで結んでいると私は思うんですけども。

岐路に立っているということと同時に、やはり21世紀の利水管理のあり方を根本的に変える必要性和、それから変える絶好のチャンスなんだということを入れてもらったら意識がより明確になるのではないかというふうに思います。それが1つの意見の部分です。

それから、今言った2行の次、「部会では」というところから 、 、 ということ、これはあと各論的に出てくるところを集約して水需要管理の核心的な部分をここで挙げていると思うんですけども。きょうずっと読ませていただいて、この部分は「はじめに」の部分では要らないのではないかなと思いました。ここはもちろん第1章以下を読んでいっていただくにあたり逐次明らかにしていくことなんだろうと思うんですけども、ここであえてこういう3つの柱を「はじめに」の部分で書いておく必要はないのではないかと思うのです。むしろ、そういう重要な時期に立っている、議論がありますよということと、そしてその結論的に水需要管理を基本とした新たな総合水資源管理制度というものが絶対必要なんだということだけでいいのではないかなという気がちょっ

としました。

これはあえてこだわらないですけれども、前後の脈絡からいったら、それぐらいにして第1章以下を、それでは何を言いたいんだということで読んでもらいたいというふうにして誘導したらどうかかなと思っているんですけれども。そういうことをちょっと「はじめに」の部分ではご意見、「おわりに」の部分はまた後から申し上げたいと思います。

荻野部会長

どうもありがとうございました。確かに、「はじめに」ですからイントロダクションであってサマリーではないわけですね。どうもこれその辺が、サマリーとイントロダクションとを混合してしまっていて整理ができていないところがあります。イントロダクションに徹底するとすれば、こういうサマライズされたようなことはなるべく書かないということであろうかと思えます。ありがとうございました。ほかにございませんか。

綾委員

綾です。同じ2ページのところの2段落目で、水資源供給管理から見ると河川管理者による云々というので一定評価されたということがあって、これはほかのところにも一部出ていると思うんですけど、人間の方から見たら確かに一定評価したという意味だと思うんですけど、やはりこのことは、環境上はかなりシビアな状況をもたらしているということがありますので、ちょっとどうしていいかということまでは今は言いかねますけれども、もうちょっと考えたいと思います。

村上興正委員

村上です。今の寺田先生の指摘があった3点ですけど、ここは結論が書いてあるからおかしいのであって、結論ではなしにどういう視点でやるのかという結論を外した形で、こういう視点で扱いますよというふうには書けば。要するに、どういう視点でものを見るかというところで、最初の水資源供給の拡大が管理による節度ある利水管理体制かというだけではちょっと視点が弱いので、その部分の3点の視点を書いて結論は入れないというふうにした方がわかりやすいと思います。

荻野部会長

「はじめに」のところはこの辺で。では、どうぞ。

今本委員長

今本です。同じ件ですけども、私はこの部分を「おわりに」の方に持っていった方がいいのではないかと思います。

荻野部会長

一番下のところ。

今本委員長

はい、今の寺田先生の挙げられた 、 、 のところですね。これはこの部会で非常に言いたいところなんですよ。ですから少なくともこの部分は「おわりに」に持っていった方がいいのではないかなというのは私も賛成です。

荻野部会長

趣旨はよくわかりましたし、考え方もよくわかりました。そのようにさせていただきたいと思っております。前書きの。はい、ではどうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。2ページの真ん中あたりなんですが、あとまとめのところにもあったんですけども、「これらに対して、河川管理者は、事業中のダムに対して・・・具体的な計画変更を行い」と記載されております。私どもは計画変更をしたわけではございません。ダム方針を示したということでございますので修正をお願いいたします。

荻野部会長

文言はどういう、行政ですから非常に厳密に使われると思うんですが、確かに計画変更ではないんです。ただ、我々外部の人間がこういうのをどういうふうに表現したらいいかちょっとわからなくてとりあえず計画変更ということにしたんですが。表現は。後で、こういう表現というふうに書いていただくと非常にありがたいんですが。

計画変更というのは、やっぱり手続を経て具体的に何次計画変更、第何次計画変更と、計画ということは非常に大きな意味合いを持つものだろうと思いますが。この言葉は非常に情緒的な言葉でありますので、行政的にどういう表現が適切かというのをメモで結構ですから出してください。

今本委員長

今のところは確かに事実誤認になると思うんですけども、ただこういうことをしていることも確かですからね、これまでの途中経過で。ですから、こういったことを検討しておりとか、何かそういう形にすればいいのかもわかりません。ここは河川管理者の意見も聞きながら修正されたいかがでしょうか。

荻野部会長

わかりました。それでは順々に行きたいと思っておりますので、後ろの方の、最後の、朗読していただいた35ページ以降についてご感想やご意見いただきたいと思っております。はい。

寺田委員

寺田です。「おわりに」のところなんですけれども、「おわりに」のところはすべてを受けての

まとめなので。この章立てとの関係で、実は第4章に対応するものが「おわりに」の部分では一切入ってないんです。それから10ページの、今回この委員会として提言する中心的な部分であるこの水需要管理というものの中に、具体的な中身は10ページにこの3本の柱として明示されていると思うんですけども、ここには第4章の部分というのは想定されていないんですね。

これは、今までこの点についての議論をきちんとしていなかったのがこれはしておかないといけないと思うんですけども、第4章で書いたことは、やはり河川管理者は国の機関ですから、国に対する1つの意見、国の方でやり得るもしくは可能性があるものとして絞り込んだと思うんですけども、ただやはり、この水需要ということは一番末端の市民といいますか、いわゆるエンドユーザーですね、この市民が果たす役割というのは非常に大きいと思うんですね。それから、行政でいえばもちろん国よりも自治体の方がよりそのエンドユーザーに一番近い行政ですから、そこでの政策というのは非常に大きい影響を与えると思うのです。

そうしますと、国レベルと自治体レベル、これは都道府県と市町村の2つがあるわけですが、そういう地方自治体、それから市民、この三者の役割がやはりこの水需要管理の中には必要なのではないかと思えます。特に都市部での水の利用というのが圧倒的に多いわけですから、そうしますとどのような都市政策をとるのかということがこの水需要管理の重要な柱であろうと思うんですね。

国と地方自治体であっても、権限分掌の関係で、国の一つの機関である河川管理者に対する提言の中で自治体に対して余り大きい部分を占めて言うというのは何か対象が違うのではないかということになってしまって難しいことは難しいですけども、しかしこれは権限の枠を越えて水需要管理の内容を占めている重要な部分だということで、やはりこの第4章に相当するものも、例えばこの10ページの水需要管理の柱の中に入れるべきではないかと思うのです。

やはり、地方自治体の考え方なり政策というもの、それからエンドユーザーとしての市民の意識とか協力とかというようなことが、果たす役割といいますかこれがキーポイントの1つを握っていることには間違いないと思うんですね。だからこれはぜひ、この10ページのところにも1つの柱を入れて4本の柱にした方がいいのではないかという意見です。

それが結局「おわりに」のところに出てくるんですけども、「おわりに」のところにも、第2段落のところ「水需要管理への転換を確実にする有力な施策」として4つ挙がっているわけですが、ここにはこの第4章に相当するものがやはり入れられるべきだということで、ちょっと今の時点になって章立てとかそういうことで大きな変更を伴うのでちょっと申しわけないんですけども、そういう形にすべきではないかなということを強く感じました。ほかの委員さんの意見もお

聞きしていただいております。

荻野部会長

どうもありがとうございます。第4章の出た経過から見ますと、少し全体の中に我々の頭の中にきちんと定着していない面がありまして、柱の中にも入らないし最後のサマリーのところにも、大事なことであるにもかかわらず少しまま子的なことになっております。もう一度そのところを考えます。考えますといってもそんなに時間ありませんから、もしそれを全部やるとするともう一度皆さんにご審議いただかないといけませんので、今寺田委員が言われたような範囲内で反映させていただきたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。ここで申し上げるつもりはなかったんですが、こちらから先に来ましたので指摘だけしておきます。後でその論点は申し上げたいと思います。

35ページの ですが、「少雨化傾向による利水安全度の低下が示されている。淀川水系で事実かどうか再検討して欲しい」というこの文言です。利水安全度が低下しているという問題は後ほど議論してもらいたいと、意見も申し上げたいと思っておりますが、この後の方の「事実かどうか再検討して欲しい」ということについては既に一定の見解は示されたのではないかと考えております。したがって、何を再検討するのかですね、どこが不足だとか何だとか。少なくとも、この低下についての検討は一定示されているんじゃないかなと思っております。ですから、こういうことで少し表現が不足かなと思っております。

荻野部会長

今の金盛委員のご指摘ですが、3章の中に具体的に出てまいりますのでそこで少し時間をとりたいと思います。

ほかに、後ろの35ページ以下ございますか。35ページこれ自身は別々に書いたものでありますので、まとめて1本にいたしますので、 から のこの項目も集約をさせていただいて各章に対応するものという格好で整理させていただきたいと思っております。

一番最後の1ページは我々の思いを込めて書いたものでございますので、こういう方向で、今指摘していただいた第4章の文言もこの中に含めて整理を。ほとんどこの35ページは、半分ぐらいに、あるいは3分の1ぐらいに集約させていただいて、最後の思いのところはこのまま残させていただければありがたいかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、朗読していただいたところの「はじめに」と「おわりに」のところのご意見はこの辺

にさせていただいて。おおむねこういう流れはよろしいのではないかというご意見であったというふうに理解させていただいて、少し各論の方に入らせていただきたいと思います。

第1章はページ3からですが、ここでは「淀川水系における利水政策の考え方と課題」ということで、1.1でフルプランの現状と課題、1.2で利水管理政策と河川整備計画、1.3で課題の整理と、こういうふうにしてございます。

利水管理というのは、1つは水資源管理。これは昭和36年の水資源開発促進法を根拠法としている仕組みと、それから水利権管理であります。河川法を根拠にする水利権管理、この2つによって、車の両輪でなされてきているところでございます。それぞれについてそれぞれのバックグラウンドがあって、我々審議の中で基礎原案、基礎案というふうに整理をしてきていただいて、さらに5ダムに対する見解がなされてというふうなことを時系列的に要点を整理してございます。

特に6ページの課題の整理のところ5点ぐらいに整理しておりますが、こういうまとめ方よろしいでしょうか。具体的にいただいたご意見を修正した箇所もここに持ってきておりますが、河川管理者も含めて、訂正の意見を出したんだけど直っていないというようなところがありましたらご意見をいただければありがたいと思います。

綾委員

先ほど金盛委員の言った話で、利水安全度のことが幾つかの箇所に出てくるんですけども、私は、その利水安全度がある程度低下しているというのは、これは事実かなと思っているんです。ですから、シミュレーションというのは多分、こういう少雨化傾向があったとして例えばこういう施策を行えば安全度はここまで回復できますよということを示すのがいわゆるシミュレーションではないのかなという気がするんです。単なる、今のままでは危険性を示したというだけの結果になっていて、ここで提案しているのは水需要管理をすることによってこれを乗り切りなさいというような形でこれから対処しなさいということを行っているわけですから、そういうシミュレーションをもっともっと検討しろというようなことを述べるのがいいのではないかなと思うんです。ちょっと今まで言ったことがなかったので、急にこんなことを言って申しわけないです。

荻野部会長

はい、どうぞ。

金盛委員

先ほどと関連します。そして、今の先生のと関連するわけですが、利水安全度ですね。これは次の章にも出てくるんですね。ですから、そこで申し上げるべきかと思いますが、6ページの課題の整理の(2)でこのように1つの見解が示されておるわけですが、やはり利水安全度の考え方とい

うのは少雨化傾向をどう見るかというところから出発するんだらうと思います。ですから、後ほど申し上げますのでここでは詳しくは申しませんが、少雨化傾向というのはやっぱり気象庁からもその発表の資料があるわけでございまして、それから一般的にもこういったことが言われております。やはり真摯に受けとめるべきではないかと思っております、この書き方には賛成できません。後でまた詳しく申し上げます。

高田委員

綾委員がおっしゃったシミュレーションの件ですが、ここの文章ではシミュレーション自体が余り合わないというか、シミュレーションという言葉自体が批判対象になっているんですけど、この前の部会検討会でも、実際に河川管理者から出されたあのシミュレーションのやり方自体が非常に問題だと思うんです。ですから、あれを参考にしてここに書かれているのであれば、河川管理者提供資料の何ぼと書いていただかないとだめだと思います。

荻野部会長

確かに、6ページの(2)のところなんですがちょっと唐突な出方になっていますので、これはここではちょっとまずいですね。15ページ、16ページに、各論の細かいところに入ってしまうところにあるんですが少雨化傾向と利水安全度低下ということで、これは前回も白熱の議論になったところなんですが、湧水シミュレーションそれから利水安全度の低下、それから金盛委員がご指摘されております大阪府水道に関する記述の文言があります。これはセットで後ほど議論していただければありがたいなと思います。6ページの利水安全度(2)は、場合によってはこの部分に書く必要はないかなというふうに思います。

村上興正委員

村上です。ここもすべて、何々するべきであるというふうに結論が書いてあるんですね。一応課題の整理といいながら、その課題の問題はこういうふうに考えるべきであるとか。だからこれはちょっと、課題の整理のときはこういう問題がありますよ、こういう問題がありますよ、したがってそういう問題を検討しますよという形に。ここではこう検討してあるけどこういう検討の仕方はまずいですよとか。結論部分は出さない形にしてやっておかないと、いつも結論が先に出てくる感じがするんですが。課題の整理は僕は非常に必要なことだと思うんですよ、だから視点だけをきれいに整理して、今の話も結論を書かなければここでは問題ないと思います。後のところの、評価のときに結論のところでも議論すればいいんです。

荻野部会長

ご指摘のとおりでございます。ありがとうございます。課題の整理に絞って、そこから先に踏み

込まないということですね、はい。どうもそういう癖がちょっとあるような気がしますね。いけません。はい、どうぞ。

三田村委員

最終段階なのでちょっと文言のことを申し上げてもよろしいですか。

ところどころ我が国という言葉が出るんですか、我が国というのは、私がある出版物を編集した経緯では適切ではないといえますか差別用語につながるということでもありますので、できれば日本としていただければと思います。

例えば荻野部会長が在日外国人であれば、我が国は、韓国であるいはアメリカであるかもしれないですね。そういう意味において、できれば日本としていただいた方がありがたいと思います。私の希望です。

荻野部会長

わかりました。確かに、執筆者の口癖が出てまいります。ご注意くださいとおおり、なるべくそういう表現は避けていきたいと思います。淀川に限ったことでありますので、我が国全体を視野にしているわけではありませんので、ちょっとそういうところは文言それ自身を削除する方向で考えたいと思います。ほかにはいかがでございましょうか。もしなければ先に進ませていただきたいと思います。

第2章でございしますが、第2章は「開発行政からの転換」。2.1としまして利水管理理念の転換、水需要管理。それから、2.2水需要管理を促す5の要因。それから、2.3水需要管理の3本の柱、ということになって、箱が3ページにわたって書いてございます。どこからでも結構でございまして。それから、同じような指摘でも、重複しても結構でございますのでどしどしご指摘をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。非常に単純なことなんですけど、10ページ目の水需要管理の3本の柱の順番ですが、ここは環境コスト負担がその2になってソフトソリューションがその3になっているんです。イントロでは環境コストは最後ですね。それでソフトソリューションを2にしておかないと。後ろの部分もそうになっています。これは順序だけの問題ですから合わせておいた方が良いでしょう。

今本委員長

ちょっと細かいことなんですけど、10ページの4行目から「その1は」云々と書いているところで、水資源管理という言葉と水需要管理という言葉が混同して使われているような気がするんです。ここで水資源管理という言葉は使わない方がいいのではないのでしょうか。水資源開発と言うならい

いんですけどね。ここで言いたいことは全部水需要管理なんですよ。水資源管理という言葉は何力所かありますのでちょっと検討していただけないか。

荻野部会長

はい、わかりました。

今本委員長

どうもありがとうございます。

金盛委員

金盛です。9ページです。2.2の水需要管理を促す5の要因の中で、その1として挙げられている国と地方の財政問題の1段ですね、この五、六行。このように、水需要管理の問題と財政問題等を関連づけて論ずることには無理があるのではないかなと思っておりまして、私は削除することを求めます。これは前も意見として出したんですが、取り上げられていないのであえてもう一回発言します。

理由は、水需要の拡大ということが当該地域の安全とか安定、繁栄のためにどうしても必要なときには、財政問題を克服して、これは行政の最重要あるいは最優先の課題として取り組むべきことなんですね。この水道事業の企業の経営が厳しいからといって、真に水資源開発の拡大が必要なときにそれをなおざりにしたり放置したりということは許されないことだと思っております。換言すれば、逆に財政事情が好調なときにでもこの水需要管理というのは必要な、重要な考え方だと思っております。ですから、財政事情に左右されない、財政事情で決してぶれてはならない、そういう次元のものだと思っております。つまり、次元が違うと思うんですね。ですから、ここの要因は、後の方で書いてありますような未利用水の問題ですとか節水の必要性とか、あるいは河川環境の向上といった面から追求され論議されて十分であると思っております。以上です。

荻野部会長

根幹的なことに対して十分な配慮がないかなという気がいたします。

ちょっと話は変わりますが、ダムフォローアップで我々ずっと現場を見せてもらっているわけですが、報告書の中にはコストに関する記述がなかったんです。コストに対する記述をきちっと書いてくださいという意見が出ていました。公共工事におけるコスト問題というのは非常に大事なことであるというふうに私は思っています。この委員会でも、ほかのこの部会でもコストに関する意見は大変多く出てきております。

コストの問題と国の財政とか町の財政の問題とはこれもまた直接つながらないことではありますが、今金盛委員がおっしゃったように、確かに行政における公共工事のあり方それから行政における財

政問題のあり方、全くつながらないのかつながっているのか、ちょっと私も行政の経験がないのでよくわかりませんが。

僕がここに書かせてもらったのは、一番最初に、こういう事業をやるときに、公共工事のことを考えるときにあっても、やっぱり国のでっかい借金、地方の借金、市町村の借金、こういうものが常に頭の片隅にあって、これと今のこの事業とはどうなんやというのが常に頭の中に残っているわけです。確かにつながっていません。だけど、ここをどなたか公共財政学か何かそういう分野の人がきちっと書いてくれれば何かつながるのかもしれない。

ただ、私としては、前提条件のひとつとして今の日本の財政状況がこういうことにありますという事はあらゆる公共工事の中の出発点の中にベースとしてきちんと認識されないといけないことであって、必要だから何ぼやってもいいというわけにはなかなかいきにくい面もあるだろうということも含めて、一番先に書かせてもらったのがこのことなんです。後は皆さんのご判断に。

今本委員長

荻野先生の思いはよくわかるんですけども、私は金盛さんの言われるのが正論だと思うんです。つまり、水需要管理というものは、財政のいかんにかかわらず進めなければならない。

この水需要管理というものがなぜ必要なのかといえば、最大の理由は、僕は環境だと思うんです。利水が環境に影響を与えている、与え過ぎているということです。これが明治時代あるいは昭和の戦前ぐらいまでの取水量ならばそう大きな問題にはならなかった。その後、いろんな利水がふえてダムが要ることにより環境が破壊された。これ以上破壊してはいけないというのが出発点だと思うんです。

そういう意味では、きょうの1から5まで書いている中で一番最初に持ってくるのは、この3番目の環境の問題ではないですか。それで最後に附属的に、今の財政状態がこの水需要管理を早めねばならない背景にあるとか、そういう書き方がよくないですかね。金盛さん、今の、その背景にあるということはいかがですか。

金盛委員

コストの問題も水需要の問題も財政問題とは離れて、これは関係なく取り組まないといけない問題なんですよ。だから、これまでコスト意識がなかったと言われれば、そのとおりなところもあるかもしれませんが、またダムの水資源開発等において、いろいろ配慮すべきところが足らなかったということはそのとおりなんですけれども、先ほど逆に言えばというようなことで申し上げたんですけど、財政事情が好転しておって快調であっても、そのことは常に考えておかねばならない問題なんです。つまり、関係がないと言ったら変ですけど、別の話なんだということの整理が要るので

はないかと思っております。

千代延副部長

金盛委員の言われることもそうかもしれませんが、1つ、ここが、促す要因として5つ挙げているわけですね、これだけということではなくて。それで、従来の財政豊かなとき、私も経験はありませんから大きなことは言えませんが、財政的にそう逼迫していないときであれば、ダム、具体的にはダムに乗るよりももっとほかの方法があるのにダムとなりうる。もちろん環境というファクターというのは確かに一番大きいとは思いますが、しかし、このことが促す要因になっていると私はやっぱり思うんです。

というのは、これも間違っておれば指摘していただきたいんですけども、大戸川や余野川とか、今度の実施中、事業中のダムから一步下がって、利水についてはおりようというのが大半なんですね。これは別の要因があるかもしれませんが。水需要が落ちたとかいうことがあるかもしれませんが、ここに至ってやっぱりその撤退ということの意向を、正式に出たか出ないかは別にしまして、そっちになってくるのには、やっぱり財政問題というのは大きなファクターになっていると私は思うんです。ですから、唯一のものを挙げよと言えばそれは落ちるかもしれませんが、促す要因の1つとしては、私は、入れておくのがいいのではないかと思います。

綾委員

ちょっと視点が違うんですけども、淀川流域に固有の問題として考えれば、非常に、河川利用率といいますか水資源開発率といいますか、そういうものが異常に高いですよ、ほかのところと比べましてね。それで行政の方で、河川管理者でもこういうことを一生懸命やっているということは、実はもう、開発というのが限界に来ているわけですよ、どう考えても。コストの面でも開発の限界が来ているし、それから環境の面でも物すごく大きな影響を与えるものをつくらないと対応できないというような話になっていて、そういうような視点が全然ここにはないんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

荻野部長

確かに、淀川水系の水資源開発、一番巻末に概略が書いてあるんです。ここに、あれはもうサービスの項目で一番最後になったわけですけど、淀川水系は琵琶湖を抱えていますから、その流量に対する開発水量は60何%というような非常に大きな、断トツに、日本では最高に高い川ですね。ですから、そういうことをどこかに、水需要管理の後に入れるか、ちょっと考えてなかったのでもっと考えさせてください。

村上興正委員

今本先生が言われたのも、環境の問題が一番というのも確かなんですが、環境に一番影響を与えるのは、私は治水だと思っているんですよ。それで利水に関しては、淀川が、かなり水が要するという事は、水をもっと流せということで、琵琶湖にとって悪かったかもしれませんが、淀川にとってはそんなに悪いことでない。

今本委員長

それは違う。

村上興正委員

いや、そんなことはないです。その話とは別です。だから。

今本委員長

いやいや、利水ということも一方にあるんですわ。

村上興正委員

でも、要するに書いてあることの、ここの「環境」と書いてあることは、要するに余剰水をどうするか。それは、それを環境コスト負担という形でやりましょうという話で環境を書いているんですよ。環境という形で書かれてないですよ、一切。ここはそういう位置づけの環境なんです。だから、最初から環境を目指して書くんだったら全く構成が変わると思います。

だから、僕は初めから、これはもう現在の制度があって、それに基づいて利水ということを考えた。それで最後に余剰水、そういう発想ですから、余剰水がこれだけ出ますという話があって、この余剰水を環境に戻すためにはどうしたらいいか。そうしたら、それは、何かそこに制度としてそれを支援するような仕組みを入れないともたないだろうという意味で環境が入っているわけです。

今本委員長

この委員会が当初から一貫してきたことは、これまでの治水や利水が環境を悪くした面があるということで、それが出発点です。利水はそんな大して環境に悪くないとは、冗談じゃないです。治水や利水の安全度が上がった反面で環境が悪くなった、これはもう提言以降ずっと一貫して言い続けてきていることなんです。それをどう解決するかということですよ。それで利水については、これ以上開発したら川が死ぬぞと。ですから、水需要管理という概念が出てきたのは、私は明らかに出発点は環境だと思うんですよ。確かにコストの面もありますよ。だけど、論理的に言えば環境だと思います。環境への影響だと、悪影響だと思います。

江頭委員

今、今本委員長、それから綾さん、それから金盛さんが、おっしゃったことは非常にもっともな

ことであります。今おっしゃったように、我々が川に対して人為的な影響、人為的なインパクトを与えてきた、それが限界に来ているという話が、ここには少しずつ入っているんですが、それをどこかにしっかりと入れた方がまとまるような気がします。そのようなことから、やっぱりこの「その1」は、範疇がちょっと違うような気がしますので取った方がいいと思います。

村上興正委員

今本先生と僕は議論がかみ合っていないと思います。僕はここの全体の中で言っているわけで、例えば環境を、もしか言うんだったら、利水のために淀川大堰を設けた、これは是か非かというようなことを超えて、あれはやはり縦断方向の移動を妨げていますし、いろんな意味で環境に物すごく悪影響を与えています。そういったことを真ん中でどんと議論するんだったら、これは利水として言えます。ただ、あれは治水のために設けられたやつなんですね。この6,950を1万2,000m³/sとするというね。

今本委員長

淀川大堰は治水のためですか。

村上興正委員

うん。だから、長柄川では対応できない、したがって淀川大堰にしますという話で一応出ていますよ。

今本委員長

淀川大堰、治水とは関係ないですよ。

村上興正委員

いや、だから、要するに環境ということを視点にして利水なんかをやり出すと、こういう形にはならないような気がします。ここはまさに荻野先生の視点だと思います、この関係では。

荻野部会長

「その3」のところを見ていただいたら、「河川環境の悪化に歯止めが掛からなくなったことにある」と、「ダムや堰が水棲動植物に与える影響はしばしば深刻である」と、この「水陸移行帯の喪失」が問題になっていると、こういうことが。

今本委員長

それを1にしては。

荻野部会長

これを1に持って行って、それから順番少し変えさしていただいて、それで「その1」は、もうしようがないね、大勢がとるべしということだそうでございますので。僕は、本当は金盛先生にこ

このところ、一回コメントをきちっと書いてもらいたいなという気がするんです。

金盛委員

コメントを書く必要はないですよ。要らないです。

荻野部会長

いえいえ、だから要らないことの理由をですね。いやいや、確かにそうなんです、確かにおっしゃるとおりはおっしゃるとおりなんです。

千代延副部会長

これは現象面だけをとらえて言っていると言われるかもしれませんが、やっぱり今度の事業中のダムからの撤退というのが、これが、水利用は確かに落ちておると、それだけでこういうことに踏み切られたかどうかというのを私は考えておるんですが、やはりこの問題はあったのではないかと思うから、私は残していただきたいという意見を言っているんです。以上です。

今本委員長

この部会が、多分きょうが最後になるかもわかりません。だけど、根本的な問題を時間がないからという形であいまいにしておくのはもっと悪いと思いますので、たとえ部会が開けなくても、メール等で意見交換して、最終的な報告書に仕上げていくことはできます。私は、異論のあるところは徹底的に議論をしていただきたいと思います。余り時間のこととか、もう部会が最後だから、あるいはもうこの段階に来ているからというようなことは、なしにしませんか。

荻野部会長

はい、わかりました。どうするかな、「その1」、これを取るか取らないか、取るとすればどういう理由で、取らないとすればどういう理由かというのを、この議論の中でかなり明快にはなりつつあるんですが、立場の違いで、このままいくと平行線になりますので、今、委員長がおっしゃったように議論を続けたいと思います。ただし、この場では、次にまだ課題がたくさんありますので次のステップにさせていただいて、この今の議論は後でそれぞれ意見を言っていた段階で整理をしたいと思いますが、それではいけませんか。それでよろしいですか。

はい。それでは、この9ページの「その1」、これは取るか取らないかを前提に議論をもう一度するということで、次に進めさせていただきたいと思います。もし取るとすれば4つの要因ということになりますし、取らないとすれば後ろの方に、どこかに載せると。

今本委員長

私は、この財政的な理由が特にきいてくるのは開発のときだと思うんですよ。水資源を開発する、そのときには、開発したいけれども、財政上の理由で先送りする。あるいは財政がいい場合には先

を見越して、今開発しておくとか。ところが、水需要管理の場合には、水需要をとにかく抑えようということですから、私は、財政のいかにかわらず進めなければならない施策だと思います。ですから、そういう意味で、ここはちょっと論点は、ずれているなという気はします。

金盛委員

そんなに長いこと議論する必要は要らんですよ。じっくり考えたら、真剣、真摯に考えたらいいんですよ。これ、水需要管理というのは非常に大事だということを私は申し上げておる。非常に大事だと、大事だから財政問題などは超越して考えなければならないと、財政問題がどうであろうとやらねばならない、そういうことを申し上げておる。

高田委員

余り長くやりたくないんですが。おっしゃることはもうまさにそのことで、そのことがやられないのが問題なんですよ。その動機というのはやっぱり、豊かなときは、さっき今本委員長も言われたように。だから、政策というものはその時々を経済状況をもうまさに反映する。その中で、金盛さんが言われたような考えだったら世の中すべてうまくいってはずなんです。だから、それがいってないということのをこれで表現すべきだと思います。

荻野部会長

だんだん難しくなりますけれども、ちょっとこれ、また後ろにも、もどに戻ってもいいと思いますので、とにかくここは赤丸をつけておいてください。

次に行きます。2.3の「水需要管理の3本の柱」ですが、先ほど寺田委員の方から4本の柱というふうにおっしゃっていただきました。実際、市民の役割が非常に大事なことであるということ、実はこの文言を書くときには欠落、抜いておりました。したがって、4本の柱ということで少し整理をしたいと思います。それから、先ほど、「水資源管理」というのと「水需要管理」が混乱して使われております。済みません、これをもう少し整理をいたします。コスト負担のことも、今いただきましたように順序を整理をいたします。それから、河川管理者の方から環境流量というのは何やというご質問もいただいておりますが、決してこれは行政用語で使っているわけございませんので、ここに書いてあるとおりの表現というふうに理解していただければよろしいかと思いますが、どうしてももうちょっとしっかり定義づけをせいということだとまた考え直します。

よろしいでしょうか。

寺田委員

寺田です。この10ページの「その2」のところの第2段落で「水価格制度の導入」というのが出てくるんですけども、これはちょっと用語説明が何かがないとわからないのではないかなという

気がするんですけども。これは後の方の括弧の中にも出てこないと思うんですけど。「ヨーロッパ・アメリカでも検討されている」ということですが、この制度は、一体どういう制度なのかということがわかるように何かちょっと、欄外でもいいと思うんですけども、もしくは括弧書きでもいいと思うんですけども、ちょっとわかるように工夫をされた方がいいのではないかと思います。

荻野部会長

コストプライシングというのが今の流行語になっているんですが、欄外で箱に、こんな考え方があるというのを書かせてもらいます。

よろしいでしょうか。また後で、もちろん戻ってもらって結構でございますので。

江頭委員

これは物すごく苦勞されてまとめられておって、この箱の中の話なんですけど、何故これをつけたかという、注釈をどこかに加えていただけないでしょうか。これは多分、こういう意見もあったということとか用語説明とか、それからこれまで流域委員会で議論されてきた内容とか、そういったものが入っているんですよね。それで、多分これはどこかに入れた方がいいと思うんですけども、私はこのままでもいいから何か注釈をつけていただきたいなと、そういうふうに思います。

荻野部会長

わかりました。ちょっとずつ注釈を入れたところもあるんですが、余り冗長になるので、必ずしも説明を入れずにぼんぼんと中に入れております。必要な限り、この箱はどういう意味やと、ということやというふうなことを書かせてもらいたいと思いますが。

確かに、11ページの箱2つは、それぞれ別個に委員から意見をいただいたものです。これは本論に対する意見という格好で出てきています。それから12、13は、これは整理をした形で意見をいただきました。整理といいますが、環境流量について自分は、いろんな立場があるからこういうふうに整理して本論に反映しようというふうな形で意見をもらったんですが、そのまますぐ、これ、整理できなかったものですから、これはこれでまとまった論旨になっていたのをそのままここに入れさせてもらったということです。

今本委員長

この括弧の中の部分は、この章なり節を読むのに役に立つ情報として入れているだけなんですよね。これは読み物としてもおもしろい。普通でいうコラムという形で入れているだけです。ですから、そのことをどこかに書いておけばいいだけで、これは何のためにとかいうのは一々書く必要はないと思うんですけどね。

荻野部会長

そうすると、「はじめに」かどこかのところに。

今本委員長

いやいや、目次の一番後ろぐらいのところ、そういうを入れたということを何か小さく書いておけばいいのと違いますか。中身については検討せんならんところがあるかもわかりません。入れることは、これ案外、ここにあるとわかりやすいんですよ。

江頭委員

そうですね。それでこの、例えば対立意見みたいなやつは、何というか、それはちょっと明記しといた方がいいと思いますけどね。

今本委員長

なるほど。別の箱に、箱の格好を変えとか。

村上興正委員

環境に関しては全く意見が違うんですよ。だから、今のところそれが議論されないままきていますから。西野さんは僕よりもっときついですね。

荻野部会長

後ろの方にあります、それは。

村上興正委員

ですから、要するに、いわゆる環境を扱っている人はやっぱりこういう考え方に対しては反発しているわけですよ、環境コストという考え方に対しては。やっぱり川は川の視点のものであって、それを、生物のことも考えてくれと、人間のものではないという、その辺の視点に立つことは、今の川は人間によって収奪されてきた、それで衰退していったという話になって論理がずっとそっちになっているんですよ。そうすると、これは全体が変わってくると思うんですよ。

今本委員長

だけど、それはこれを書いておいて、これに対して今言われたような意見もあるということで。

村上興正委員

だから、僕はこれはその視点ではまともだろうと思って、実はここでは無理してそういう視点で書かなくて、こういう意見もあるんだよという話で、僕はもう済ました方がいいと思ったんです。だから、そのつもりでこういうコラムにすることに対しても反対しませんでしたしね。

荻野部会長

ええ、そのつもりで、ここに「河川生態学からの視点」ということで書かせていただいて、まこ

とに申しわけないんですが、こういう箱の中に何か納めてしまっています。

これは全体の流れが利水・水需要管理部会ということですので、治水、利水の中でごくごく技術的な、端々といいますか、技術的な問題に対して河川管理者に提案、提言をしていくと。ただし、こういう考え方自身に対して根本的な批判があるんですということを載せておきたいと。それを本論の中に書くか、こういうふうに箱にするかはちょっと考えさせてもらった後で、申しわけないんですが、ちょっとこういうふうな形にしてあります。

それで非常に不愉快だとおっしゃっていることはよくわかるし、これを見た途端にもう拒否反応が出ますというようなことも。

今本委員長

不愉快な人もおると書いておいたらわかる。

荻野部会長

それを書いてもらいたいなど。まだ白いところがたくさんありますので、例えば13ページやと10行ぐらい書けますので。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

この提言をいただく立場からいたしますと、まさにこれは反対意見ですよということを書いておいていただかないと、通して読んだときに一体この筆者は何が言いたいかわからなくなってしまいますので、それはぜひお願いしたいと思います。

荻野部会長

反対、賛成というのではなくて、立場の違いによってこういう見方になるんだということを理解しておいていただければいいかなという気がします。

今本委員長

括弧は全部抜いて読んでもらってもいいです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

ですから、こういう意見もあればこういう意見もあるという、そういう趣旨でここに並べて書いてあるということがわかればそれで結構でございます。

荻野部会長

そのように読んでいただければ。

三田村委員

とは言いつつ、少し整理していただいて、できるだけ共有できる部分を残していただいて、ただこういう意見も一部には残っているとさせていただかないと、受け取る側は、環境の分野は聞くに足

らんぞということになるかもしれないですね。そんなふうにとられるとよろしくないので、できるだけ統一して言いたいことをまとめていただいた方がいいと思います。その他、不明の部分は、こういう意見もあるとか、そういうふうな表現にさせていただいた方がいいと思いますよ。

荻野部会長

今の意見、非常に大事なことでありますので、本文のどこにどういう文言を差し挟んだらいいかを10行ぐらいの範囲でちょっと書いていただけるとありがたいんですけども、どうですか、三田村先生、ちょっと。

三田村委員

ごめんなさい、私はもう宿題を物すごく持っているので、あっちもこっちも。

荻野部会長

だけど、本当はそのところを、例えば10ページの何行目に、例えば「その2」の後のここにこういう文章を、この文章を挿入しろというふうに書いていただくと非常にありがたいですね。しかも、それが河川管理者に対して物すごくいいメッセージになると思うんです。

それでは、村上先生、後で言いますけれど、12月何日やったか、12月1日か。

村上興正委員

全体の論旨を損なわないように、なおかつ僕らの主張を入れるというのは非常に難しいですよ、これ。

荻野部会長

だけど、本文にはちょっと頭を出しておかないと、こういうふうには、ばんと切るのは、今おっしゃったとおりですね。

村上興正委員

そうですね。ちょっと考えさせてくださいね。ちょっと、環境にかかわる人がちょっと集まって考えたい。そうさせてもらえますか。

荻野部会長

ぜひお願いします。

それでは、そういうことでこのところは一応決着をつけたということにさせていただきます。

第3章、14ページですが、ちょっと休憩しましょうか、10分ぐらい。ちょっと熱くなりなりましたので。それでは、今45分ですので55分まで10分間休憩。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。それでは、55分まで休憩ということで55分に着席をお願いいたします。

〔午後 3時44分 休憩〕

〔午後 3時56分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

荻野部会長

それでは、続けて審議をしていきたいと思えます。14ページの第3章「水需要管理の具体的施策の検討」というところから始めたいと思えます。この章はページ数も多くて、しかも各論的なこともありまして、具体的に河川管理者からの方からも指摘事項をたくさんいただいております。100項目ある中の60数項目はこの第3章に集中しております。多くはこちらの認識不足・事実誤認であったんですが、中にはお互いの見解の違うところもありまして、その辺を中心にディスカッションしていきたいと思えます。

3.1から3.5までございますが、基本的にはどこからでも結構でございますので、ご意見あるいはご質問をしていただきたいと思います。まず、河川管理者の方からご意見がありますので。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。18ページの（4）「異常湧水時の緊急水の補給」という部分全体のところでございます。私ども、これまでここで説明させていただいた内容、すなわち琵琶湖の異常湧水対策というのはBSL - 1.5mを下回らないようにするということであること、それから洗堰操作規則における非常湧水時の規定の意味などについては、ここでは残念ながら全く反映されていないと、むしろ私どもの説明と別の内容が記載されて、BSL - 1.5mの下に異常湧水対策として緊急水の容量が既にあるかのごとく記載がされております。そうであれば、その根拠をお示しいただきまして、それが琵琶湖をも含めた異常湧水対策となるということをごできれば記載をいただきたいと思います。しております。

荻野部会長

わかりました。これはかなり政治的な面も含んでおります。- 2 m、補償対策水位については操作規則の中には一切触れてありません。多分、公式文書の中にはこれは出てこない数字かなと思っております。このことについて、ここでは触れています。- 1.5mから - 2.0mまでの間は補償対策用に確保された水量だと。これは何のための補償なのかというと、異常湧水において、仮にここまで下がったとしても琵琶湖周辺の既存の農業用水を含む利水に対して補償は既になしてあると、やっである。そこから先に下がるとそれはまた別問題で、そこは補償はないわけです。

これは、第一次河水統制の時代の経験と淀川琵琶湖総合開発事業のこの考え方の大きな違いであ

るわけです。このことについて河川管理者があえて触れられない気持ちもわかります。滋賀県さんもこのことについては具体的には言われたい気持ちもわかります。下流の大阪府、今、金盛委員がいらっしゃるので、多分その内容については詳しく御存じだろうと思いますが、立場上そういうことは余りはっきりとは言えないと思います。

ただ、このことは事実上補償対策水位として - 2.0m というのが与えられて、しかもそれに基づいて関係周辺の補償対策がなされたということと、それからもう一つ、河川管理者がはっきりしないといけないのは、 $40\text{m}^3/\text{s}$ の水出しをするためにどこまで水位を下げればいいのかという計算もやっております。そのことを抜きに1.5だということを機械的におっしゃるのは、やっぱりこれは、行政上その操作上はやむを得ないと私も理解はしますが、利水計算、水資源計画を立てたときのそもそもの建設省の皆さんが、 $40\text{m}^3/\text{s}$ の水出しのために仮に夏場の水位を20cm30cmまで下げたときに、10分の1 湯水においてどこまで水位は下がるんだと、その計算、きちっと出されて、ここに書いたのはおかしいというのは言ってもらいたいと思います。

ただ、今ここではそういうものもない形でお互いの見解の相違という形で出てしまっているの、確かに河村さんがおっしゃるように不都合な面もあるかもしれませんが、これは私どもの提言です、意見です、というふうに聞いていただければいいかと思います。

よろしいですか。 次。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

木津川上流河川事務所の桜井でございます。私の方からは、今手元に河川管理者提供資料ということで出させていただいております審議資料1 - 2と1 - 3についてでございます。今回、この「水需要管理に向けて」の061123版につきましてはきのういただきまして、我々の方でもただちに伊賀市それから三重県さんに見ていただきました。両者ともこれについては非常に重要だというふうに感じておられまして、ただちにまた意見を文書で出させていただきました。以下、本日都合で両方とも来られていないので、私がかわって質問というかご説明をさせていただきます。

まず、前々回の利水部会検討会におきまして伊賀市さん・三重県さんともに意見を出させていただきました。その中で、特に事実誤認ではないだろうかということを出させていただいた意見についても修正をいただいておりますので、それについて修正されていないのであれば、ぜひ理由をお教えいただけないかというのが三重県さん・伊賀市さんの趣旨でございます。時間がありませんので簡単に4点だけ特にとということについてご説明させていただきます。

まず、河川管理者提供資料の1 - 3で伊賀市の部分につきまして、こちらの報告書（案）では23ページの真ん中、表のすぐ下の2行でございますが、「新規需要量（ $14,270\text{m}^3/\text{日}$ ）は、工業系

水需要であり」というふうにあります。これは、正しくはそのうちの7,100m³/日が工業用水の新規需要でありますので、これは修正をしていただきたいということ。

それから2つ目、伊賀市さんから「自己水源の廃止について」ということで先ほどの下に「伊賀用水が整備されれば要らなくなる」との見方から更新整備がなされなかったことによる取水量の低下である」というふうに書いてありますが、この河川管理者提供資料の2番目に伊賀市さんの見解が示されておりますが、現在33カ所の自己水源については取水量の低下や水質の悪化、小規模水源の点在や施設の老朽化により水需要が切迫している中で、何とか現水源の維持管理のために365日昼夜関係なく管理して、稼働率としても非常に高い90%ということで市民に供給しているのが現状だと。

ただ、これらの水源は、それぞれこの後にその根拠がずっと述べられておりますけれども、非常に維持が困難なものが多くて、それらについてはやむなく廃止するというふうに考えているということで、それが伊賀市さんの見解でございます。これについては前にも出ささせていただいておりますが、決して伊賀用水が整備されれば要らなくなるという前提で更新整備を怠ってきたわけではないということについて修正をお願いしたいということでございます。

それから、三重県さんの部分ですが、三重県さんはたくさんございますが、事実誤認という関連では、その次の段落で「水道事業計画について」以下、「山間急傾斜地を含む地域を一つのパイプラインで統合するのは技術的にも経済的にも無理があり、パイプ延長が長く、地形勾配が大きいので、地震や土砂災害に弱点が多すぎる」というふうに書いてございますが、これにつきましても、この水道管の敷設というのは、基本的には国道・県道・市道など公道に埋設する計画でございます。地形勾配による土砂災害等の被害を受けるものではないと。また、当然のことですが、水道施設の設計に当たっては設計指針などによって耐震を考慮しておりまして、少なくともほかの水道計画に比べてこの部分が技術的に無理があったり、地震や土砂災害に対して弱点が多過ぎるものではないというふうに理解しているということでございます。

それから4番目が、これは次の段落の3行目からでございますけれども、「建設費の償還（金利等を含める償還金や償還期間）、維持管理費の試算も公表されていない」というふうに書いてございますが、これにつきましても三重県の西部広域圏広域的水道整備計画（平成10年3月策定）において、それらを公表しているというふうに前にも書かせていただいているということでございます。以上の4点につきましては、伊賀市・三重県といたしましては、明らかに事実誤認をされているのではないかとということで、もし修正されないのであれば理由を伺いたいというのが両者からのご意見でございました。

荻野部会長

よく読んでいただいてありがとうございます。この前、同じものをいただいて、実はこのところをどうしようかなと思ってやっていくうちにそのまま入ってしまって、ちょっとケアレスミスも含んでいます。考え方は、今修正できるところはもちろん全部修正をいたします。ただ、実は我々、伊賀用水あるいは三重県の企業庁の川上ダムにかかわる事業内容を、きちんと資料に基づいてディスカッションをこの委員会ではやっていません。我々が耳に挟んだり、水資源機構を通じてとか桜井さんのところから得た情報と、我々が直接現場に行っているいろいろ聞いた資料、これは非常に断片的な資料でございますが、をもとにこういうふうに書いてありますので、確かに不十分なところがいっぱいあるかと思えます。

この前の検討会でも言いましたように、この部分はダムWGの方で検討していただくということで、ここは水需要管理のソフトソリューションの例題としてこういうことがあります。河川管理者もおっしゃるように、ダムにかかわる事業はほかの河川整備事業にも増して慎重に検討してこうと、どうしてもいい案がない場合はダム建設をするということでありますから、ダムを建設する前の行政的な手続ももちろんありますが、こういう技術的な問題をきちっと積んでほしいと。これがとりも直さず水需要管理の第一歩なんですというふうなことで、この川上ダムにかかわる問題を取り上げさせてもらったわけです。

これは河川管理者に対する委員会からの提言です。もちろん提言を受けて、「それはそうだ」と思ってそういうふうにやっていただくものもあり、「いや、こんなことは違うんだ」と、「事実はこちらのことなんです」ということももちろんこれはあります。これは河川管理者の方で、自分たちの技術の中で積み上げていっていただければいいことでございます。ただ、我々水需要管理というのは、形式的な文言や抽象的なカテゴリーあるいは概念ではなくて、こういうところで具体的に生かされて初めて意味が出てくるんですと、その中身はこういうことなんですということをぜひ知ってもらいたいということでここに書いてあります。

ぜひ、そういう川上ダムの問題とか伊賀市さんにクレームをつけるというような問題ではなくて、水需要管理の視点から見たらこういうことが言えますというふうに受け取っていただければありがたいなと思います。具体的に丁々発止はダムWGの方でもう一度三重県さんの方からご意見を、あるいは伊賀市さんの方で多分ご意見あろうかと思えますので、そこでご議論をいただければよろしいかと思えます。ただし、我々も1月の末で期限が来ますので、別に逃げるわけではありませんが、これから先どういう議論になるかわかりませんが、しっかりと受け取っていただきたいということです。

この4つの具体的なことにつきましては、確かにパイプラインのことについて、あるいは財政問題について、私どもスペックを持っていませんのでこういう文言になりましたのでこれは間違いかもしれません。訂正したいと思います。それから7,100m³/日につきましても、私どもスペックを持って書いたわけではありませんので、もしあれでしたら、スペックをいただいたらそれを検討して整理がやり直せるんですが、もう時間もありませんので、ここに言われた数字を転記しまして意見書にしたいと思います。

よろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

はい。

荻野部会長

なかなか行政側としては受け取りにくいかなという気もしますけれど。

今本委員長

しかし、今の行政側の意見を聞いていますと、私は非常にもっともなように聞こえるんです、数値なども。逆に言えば、委員会側がこのようなあやふやな数値を使ったということは非常に恥ずかしいことです。済みませんでしたでは済まない。

荻野部会長

いやいや。私、済みませんでしたという気持ちは全然ありません。

今本委員長

でしょうね。

荻野部会長

ええ。ここの表を見ていただいたらわかるんですが、この表の数値からいきますとこういう数字しか出てこないんです。ここに書いたような数字。7,100m³/日という数字が出てきますけれど、何で7,100m³/日ですか、それからこの14,000m³/日がどう違うんですかということは一回問いたださないかん問題なんです。ただ、この問いただすのにはかなり手間ひま・時間がかかります。これを修正するかこのままいくかはちょっと頭の中で混乱していますが。ただ、スペックそれ自身が私もよく把握できてないので、この中は、私どもが把握した、何といたしますかを持ったデータの中から最大限できる分析をここに書いたということで。

今本委員長

しかし、そういうやり方では不備があると。

荻野部会長

不備がありますか。

今本委員長

いや、今のそういう結果が違ってきますとね。私は、行政側だってそれなりの責任を持った数値を言うてくるんでしょから、もしかすると、こちら側がそうであろうと推定した数値はそれなりの根拠がないかもわからない。そうしますと、そういったあやふやな部分は取った方がいいと私は思うんです。

金盛委員

この三重県とか市の問題ですね、これは前回、前々回ですか、ご当局からご発言があって、それで一回説明を受けましょうということになっておったように思うんですが、そういうことではなかったですか。これだけのものが出てきますと、これだけで一回ヒアリングとか部会として受けとめる必要があるのではないんですか。よくわからないんですよ。これは理解できないところがあるんですね。何が真実かわからないというところがありますので、時間はないかもしれませんが、集合できる人が集まって聞く必要があると思います。

荻野部会長

我々、この利水・水需要管理部会では、この3.3につきましてはダムWGの中で実質的に議論をしていただくと、その中で、さっき管理者の方から現場の三重県さんと伊賀市さんと呼んでディスカッションしていただくということに、前はそういうふうなことでございました。ただ、前回は伊賀市さんと三重県さんが来られて一人ずつコメントを出されました。そのことについて、今おっしゃるように簡単なことではないので、ダムWGの方で引き取ってもらうということ今、一応。

今本委員長

いや、ダムWGはそんなこと引き取れませんよ。

荻野部会長

いやいや。

今本委員長

だって今、時間的にこういう状況で、現在ダムワーキングを再開したのは、私どもが委員会として言い残している当面やらねばならない対策についてのことを言わんといかんのだということで、今のこういう問題、それこそダムワーキングでやる時間的余裕はないんじゃないでしょうか。

荻野部会長

2回前の、第何回かな、検討会のところでこの話が出まして、委員長とお話をさせていただいた

ときに、この問題はダムにかかわることなんだからダムワーキングで検討しようと、ここは利水・水需要管理部会は、水需要管理に主体があるので、ソフトソリューションの一つのテーマだということまで抑える、抑えるというかそこ以上をもう踏み込まないということはどうだということ

今本委員長

ただ、その時点ではこの委員会が休止されるということは想定していませんでしたのでね。次のダムワーキングで当然そういうことについてはやっていくべきであろうと。今、事態がこういう事態になっていますのでね。ここの部分はダムワーキングでやりますと言われたら、この今の委員会の中のダムワーキングではちょっと無理ではないかなと。

荻野部会長

そうですね、はい。

今本委員長

ですから、ここのところはちょっと調整しませんか。

荻野部会長

はい。

今本委員長

もしあやふやな数値を含んでいるようでしたら削除した方がいいと私は思います。

荻野部会長

はい。

今本委員長

あるいは、最後のところで、こうこうこういうような考え方であって、こういうことに対してきちんと説明してほしいといったようなことにするかですね。

荻野部会長

わかりました。

今本委員長

今、ダムワーキング、ダムワーキングと言われてますが、今期の委員会のダムワーキングにはちょっと荷が重すぎます。

荻野部会長

日程的にね。

今本委員長

きついなと思われましたのでよろしくお願いします。

荻野部会長

責任逃れするわけではありませんが、こっちの方、そっちの方ももう時間が迫っておりますので、具体的にはもう無理かなと思います。ただ、もちろんここでももう時間が迫っておりますので審議はできないことでもあります。確かに数値それ自身についてまだ十分に詰まっていけないものもあるかと思っております。ただ、流れとして、この全体の流れの中に水需要管理というのはこういうものだ、それからダムに関しては十分慎重にやっぺいこうと、審議をしっかりとやっぺいこうと、検討をしっかりとやろうというこの流れの中に三重県さんのこのものが、一つの形としてありますという形を出しております。ただ、それが行政上に大変な大きな混乱をもたらすということになれば、これまた何か考えなくてはいかんかなという気もいたします。これは金盛委員が別の案件でおっしゃることとよく似たところがあります。

何か。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

三重県さんや伊賀市さんも心配されているんですが、ここの部分が、先ほどありましたようにダムワーキングへの提案内容の説明にとどめるというふうに書かれてあって、中はしっかりこうすべきであるというふうに意見の提言になっていて、要するにこのまま見ますと、これが流域委員会の意見書として出されたものだというふうに受けとめられてしまうというご心配があって、当然その数字についても綿密に見ていただいていますしということでこの意見を出させていただいているということです。

できれば、客観的な事実を書いていただくのは構いませんけれども、意見としてこうすべきあすべきという話については、もし単なる試案として出されるのであれば非常に誤解を招くのではないかなというふうに思います。

荻野部会長

わかりました。これは同じように、先ほどもありましたように項目の整理のところ結論めいたことが結論的に書いてあると。ここも同じでして、ちょっと私の表現が「すべき」とか結論を書いておりますので文言を整理し訂正をいたします。数値についてはここにあります数値をなるべくというか、三重県さんの数値を尊重していきたいというふうに思います。

今本委員長

もう一つもっと大きな問題が、私は琵琶湖の水位の問題だと思うんです。これ、ここに書いてい

内容はよほど委員会として腹をくくらないと言えないことで、納得するかしないかは別として、河村さんが理解できないようでは困りますよ、と思うんです、私は。だから、ここの部分もそこをもう少し慎重に検討した方がいいのではないのでしょうか。

荻野部会長

実は、この3章の難しいところは、異常渇水の琵琶湖の問題と三重県さんの水道の問題と、もう1つ、利水安全度のシミュレーション、その結果として大阪の水道の問題があります。この3点が、今、委員長がおっしゃったように、非常に、何と申しますか腹をくくって書かないといけないところだし、提言としてもそう軽い提言ではございませんので、きっちりと決着をつけるといえますか、やっていかないといかん問題。この3点なんです。

もう1つ、それでは利水安全度の方に行きましょうか。

金盛委員

ご指摘のありました利水安全度の問題ですが、14ページの最下段から15ページにかけて記載がございます。特に最後の四、五行ですが、「河川管理者は政策決定のためのシミュレーションを行い、近年の少雨化傾向により利水安全度が低下している、との結論を得ている。これに対して部会では強い疑義が出され、シミュレーションの考え方や条件設定・計算方法等に信頼性は薄く、これから導かれた近年の水源施設の実力低下はほとんど根拠をもたないと結論されている」と、このくだりです。

先ほどもちょっと申し上げましたけど、利水安全度の考え方というのは少雨化傾向に立脚しております、これを認める立場に立つかどうかと。これは6ページにもちょっとあったと思いますけれども、科学的な根拠をどこに求めるかということは非常に難しく、定説はないんだと思っています。ただ、気象庁等が出しております「20世紀の日本の気象」とかいったものを見ますと、少し古いんですが、1900年以降の降雨のデータから、1つには「日本の降雨量は長期的に減少傾向にある」と、それから2つには「年ごとの変動は過去に比べて大きくなっている」と、つまり大きいのもあれば小さいのもあると、この幅が大きくなっているというふうなことが言われております。

水資源の安定は、先ほども申しましたが行政のきわめて重要な課題でありまして、政策でありまして、こういった少雨化傾向が認められるときに、やはり安全の方に施策をとるべきではないかというのが基本的にあってしかるべきだと思います。少雨化傾向が認められてそういう政策が運ばれるときに、この利水安全度の考え方が提起されるのは私は当然だと思っております。

問題はそのシミュレーションなんです、このシミュレーションは、私はまだその全体を理解できる頭はありませんが、このシミュレーションは、それなりにこちらの河川管理者の方の当局にお

いて責任を持って誠実になされたものと私は信頼をいたしております。いろいろ方法はあるかもしれませんが、その中でいろいろ考えられてこの方法だということで作られたものではないかなと思っておるわけです。そういう立場に立つわけでごさいます、したがって水源施設の実力低下ということについても一定理解をいたしております。

こういったことであるならば、このもとで水資源行政が行われるのは当然でありまして、ですからこのようにびたっと「部会として結論づけた」ということを記述されることについては抵抗があります。ですから、このことが認められれば、ここは削除して、上の「河川管理者が」云々の中の、要するに何が大事かということ実力低下があるかどうか、あることを認めるとすれば、実力低下の実態が利水者あるいはユーザーまで、ユーザーというのか水を使われる人ですね、一般の住民までそういう事態になっているよというふうなことが徹底されるということが、つまりここで言われている、「基本データを公表し」「住民等に把握できる」ようなところでくくってしまって書きかえられたらどうかなと思っております。その前提として、下の4行5行ほどの議論が要することは確かではありますが、私はそのように考えております。

荻野部会長

金盛委員の論調は、前回も同じ論調でディスカッションさせてもらって、この前の10月31日のディスカッションもそれだけで30分、小一時間使っておりますので、多分皆さんもうよく御存じで理解していただいていると思います。これ以上2回3回を繰り返すことはない、新しいデータも出ておりませんので、ここはある程度のことでおさめたいと思います。

この4行は、実は前の文章から比べると新たにつけ加えたんです。もっと論点をはっきりさせたいと、もっとしっかりと書けということで書きました。これはなぜかという、この間の利水安全度のシミュレーションのディスカッションをいたしました。そして、それに実際の水位変動と合わせたグラフもかいて出していただきましたね。そういうふうにしてシミュレーションの仕組み・内容も説明していただいて、実際の水位変動とそれからシミュレーションで得られた水位変動とを同じ一つのグラフにあらわしてもらって、これは金盛委員も提案されて出してくれたものですね、各河川ごとのあるいはダムごとの利水安全度を出して下さいということで全部出していただいております。

そのディスカッションをして、この部会での判断といいますか結論といいますかは、やっぱりシミュレーションそれ自身が非常に実態とかけ離れたものであると、これは行政施策、政策誘導に必要なものであるので、これはまた我々が考えるシミュレーションとは全然違ったものなんだということがはっきりいたしました。そうすると、今度はその政策誘導のためのシミュレーションという

のは、一体どういう中身のものかということも少しディスカッションしたんですけれども、中身まで踏み込んでできませんでした。

その後、例えば時間を20年間のをとる、10年間をとる、あるいは30年をとるというふうにいるいろいろな時間を変えると、それ自身数値が変わっていくということもわかって、それではそういう時間を変えて数値を出してくださいということも申し出たんですが、なかなかこれもすぐに対応できるものではないということで。現在、具体的な数値を持たないままでこういうことを書いたのは少し書き過ぎかなとは思いますが、ただ現在までの審議経過から、ディスカッションの経過からして、この委員会の空気はこういうことであつたと私は思っております。

ただ、行政側が、河川管理者が1つの数値を出される上では、やっぱり慎重にやっておられることは間違いないんですが、中身を聞いている限りにおいてはクエスチョンマークがまだまだたくさん残ったままになっていて、この箱書きにありますような湧水シミュレーションというのは、一応シミュレーションはなされます。利水安全度がこうだと。それを使ってさまざまな形で行政に反映していこうと。今おっしゃったように市民に対しても、こういうふうに関心度が落ちているんだと、このように節水に協力してくださいというふうな形で反映されていくものです。

もう一方の行き方が、だから水資源開発はまだ手を緩めるわけにはいかんのだと、だからまだまだ開発をしないといかんのだというふうな形で、実は別の柱が用意されているということに、最初に書きました「岐路に立っている」というところなんですね。岐路に立っているその岐路の一番もとにあるのが、少雨化傾向による利水安全度の低下ということがその根のところにあつて、そこからどっちをとるのだという方向で難しい選択をやっていかないといかんという論点・争点なんです。

ここにあって書かせてもらったのは、大阪府の水道です。大阪府の水道は二度三度この委員会で利水者のもとのデータをもって説明をしていただいております。1万 m^3 足りないのは実はここなんですと。現在はこういう数字です、供給できる量はこれだけです、差し引きすると1万 m^3 だけ足らへんのですと、それを安威川ダムに乗せたいんですというふうなことは今に始まったことではない、ずっと何回も。我々、その意味合いがよく理解できないまま何年も過ごしてきたんです。

今になって「ああ、こういうことやったんや」ということがよくわかったので、これはちょっとディスカッションしないといかんのだと、この辺のところは実は我々もわからない分野であつたし、シミュレーションとか利水安全度とか中身、そういう仕組み全体が、ようやくそのベールがはがれて大体感じがわかったというふうに関心して、このような結論といえますか提言になったというふうに関心していただければいいかなと思います。

金盛委員

荻野部会長のご発言ですと、そうすると、少雨化傾向とかそれから出発する、それに基づく利水安全度、つまり言われている実力低下ですね、これはお認めになる立場にあられるのですか。

荻野部会長

私自身は、認める認めないというその前の前提条件が私の中にはまだないんです。例えばシミュレーションされました。シミュレーションそれ自身についてまだ疑問点がいっぱいありますと、政策誘導のためのシミュレーションは一つの考え方、だけどこれは正確に少雨化傾向を反映しているものとは私には思えない。では、少雨化傾向というのはどこで判定するのやと、水文学なり気象学のところで何か具体的に、ここ100年、ここ50年、ここ10年でこういうふうになっているんだということがはっきりすれば、とにかく何かわかる方向にあるかもしれんのですが、私個人的にはですね、これは個人の話ですよ、全体の意見ではありませんが、少雨化傾向についての具体的な確証はありません。

村上興正委員

僕もこの前出ていて、あのシミュレーションの結果を見て、これでは説得力が乏しいなというのが私の結論です。やはりそこに問題があるということははっきりしてしまっていて、それをベースにして需要拡大の予測というふうになるのはちょっと時期尚早だろうと、その辺のこの書き方だと思うんです。だから僕は、あれを見た限りにおいてはまだまだ検討が不十分であって、その結論をもって何か次のやつを考えるとというのはちょっと慎重にした方がいいというふうに思っています。だから、そういう言い方にしてもうちょっと和らげた方が文章としてはいいと思います。ここまできついことを書くのは、これはちょっとしんどいなと思います。ただ、そういうことが問題であるということははっきりしたと思います。

今本委員長

今回のいろいろな活動において、僕は荻野先生とか千代延さんたちの活動には本当に敬意を表します。ただ、発表する内容については、これは論文ではないんです、委員会としてのものであってね。個人的な論文でしたら、これでもし間違っていたら出した人が責めを受ければいだけなんですけれども、今回の場合には委員会の提言ですから、委員会がひんしゆくを買うことになる。ということは、この委員会として余り最先端のことは言えないのかなという気がしているんです。

例えば、安全度という言葉が今使われていますけれども、「安全度とは何か」というと非常にわかりにくい要素があるんです。治水の場合は比較的明らかで、それでも2種類あるんです。1つは対象とする年超過確率の大きさです。安全度50分の1にするのか100分の1にするのかということ

ろで使われます。もう1つは、50分の1で計画したもののうちの何%できているんだと、3分の1しかできていないではないかといった意味で安全度というのが使われます。そのほかもあるのかもわかりません。だけど、こう使いますという定義をされずに言葉が使われている。

利水の場合、明らかに水利権に応じた取水ができるかどうかということが基準になっていると思うんです。ですから、少雨化傾向になりますと、とれる量は減ります。減っても十分あればとれるわけですね。例えば $1,000\text{m}^3/\text{s}$ の水が $900\text{m}^3/\text{s}$ になっても、とる分が $10\text{m}^3/\text{s}$ でしたら何の痛痒もないわけですね。ところが、それが湯水ということでとれなくなってくる。これは少雨化傾向になって河川の流量が、もし雨量が少なくなれば河川の流量は明らかに減りますから、少雨化傾向が正しければ安全度は低下します。ところが、その安全度が水利権に基づいているものですから、たとえ見かけ上減っても、実は水利権が実際よりオーバーだったら何の痛痒もないわけです。

ですから、利水の場合には水利権がもとになっていて、被害が出てこないんですよ。断水した日にちが何ぼになるとか、それ以前の段階でまだやっているわけですよ。ですから、少なくとも私は、この委員会でこれまでやってきたことはかなり情緒的だったかもわかりませんが、少雨化傾向によって確かに流量は減るであろう、実力は低下するであろう、しかしよく見直せばそれが被害に結びつくものではないし、被害に結びつく可能性がもしあるとすれば、水需要管理によってそれをしのごうと、これが基本ではなかったかと思っています。

荻野部会長

わかりました。供給体制が琵琶湖淀川水系においては、さっきこれは綾委員も言われたように、かなり安全、ほかの河川に比べて開発水量が非常に大きい。具体的に言えば淀川 $40\text{m}^3/\text{s}$ 水出しということだったんですが、シミュレーションのことでよくわかると思うんですが、 $25\text{m}^3/\text{s}$ で計算するんですね。 $15\text{m}^3/\text{s}$ はもう初めから使わない状態でシミュレーション計算しているんです。そういうふうに、もう既に大きな、これは水利権に対する実需要量ということですから実力との関係ではありません。

ただ、淀川の見かけ上の開発水量は非常に大きなものだ。それに対して実際の使用料はこれで、そのどこかの間に実力というものがあって、その実力を評価するのに78%とか何十%というような表現をしているわけです。初めのころ、その78%を利水安全度という言葉を使ったために我々も大変混乱しまして、「いや、これはあかん」というので、利水安全度というのは別に置いておいて、実力評価にしよう。実際の供給可能量と実際使っている水の量と水利権水量と、こういうものを3つ分けて、具体的に現在どのあたりのところに落ち着いているんだと。

これが何年に1回実際の供給量が実際の水需要量を切るんだということを本当にやってもらいた

いところなんです、実はそういうふうなシミュレーションではなくて、これは、行政、政策誘導的に、形式的にこういうふうにやれば利水安全度は7分の1になります、5分の1になりますというふうなことがひとり歩きしたものですから、それはちょっと待ってくれと。そういうことをひとり歩きさせると水資源開発の方向をまた際限なく認めざるを得ないことになるので、これはもうちょっと真剣に考えようやないかと。

先ほど言いました水利権水量はこれだけ、これは正常流量という話とも関連してきますが、それと具体的に現在可能な水量はこれですと、それで実際使っている水の量はこれですと、こういう3つの関係の大体いいところの数字はどうだと、これを確率的に計算したらどうなるんやということをやちゃんとやってほしいと。そういう形になればディスカッションもスムーズに行くのではないかなと思いつつ、ここのところは非常に厳しい表現で書かせてもらって、みんな目を覚ましてくださいというようなところであったわけです。

今本委員長

それはわかるんですよ。ところが、熱意の余り土俵から足を踏み外しているところがあるのではないかと、それだと困ると。

荻野部会長

我々の論文ではありませんので、皆様のご意見を聞かせていただいて、こういうところは極力文言を削除いたします。

高田委員

前も言いましたけど、今の話の中で、水利権量・供給可能量・実供給量、この3つの数字がある。これははっきりさせないといかんことです。さらに、私が前に言いました、今本委員長も今おっしゃった治水の場合の安全度というのは定義が割とはっきりしていると。こっち側は、実供給量が、使いたいだけ使うのが100%としたら、節水呼びかけとか大口のカットとかそういうレベルがいっぱいあるはず。その最低限、例えば断水という最悪の事態を避けるというのが多分、日常生活を保障する義務供給量やと思うんです。だからここの供給可能量の中でその比率というものが出てくると思うんです。

ですから、この3つの供給の話と、さらにそのレベルがあるということはこのどこかの囲みにも入れておいてもらわないと、この安全度というのは1か0の話になりかねないので、その間にいろんなレベルがある、そこをどこまで我慢できるかというのも政策の1つですので、これを読む上で何か必要なことではないかと思えます。

荻野部会長

もう既に時間がですね、済みません、15分を超えてしまってます。

この問題、多分決着つかないことでもありますので、利水安全。

金盛委員

1つお願いします。

荻野部会長

ちょっと待ってください、利水安全度の問題、これは大阪府の文言も含めてですね、これが1点。それから三重県の伊賀水道の問題、これが1点。それから、もう1つは琵琶湖の補償対策水位の問題。この3点は大変難しい問題でありますので、もう少し文言を整理をしもって、再整理をさせていただきます。それでなるべく早い時点で、きょうこの委員会の雰囲気が大体把握できましたので、持ち帰りまして、すぐにこの3章のところを書き直します。これは皆さんにも見ていただいて、もちろん河川管理者の方にもご案内させていただきますので、ぜひ、もうあんまりこうディスカッションする時間はございませんのですが、なるべくこの委員会の雰囲気、ご意見を反映した形で出させていただきます。12月1日ごろまでに、こちらからもう一度整理したものを出示します。これは特に3章のことでもありますので、3章に限って、要点を皆さんにお示ししたいと思います。

江頭委員

部会長、1点よろしいですか。

荻野部会長

はい。先に、それでは。

金盛委員

箱書きの大阪府水道の件ですね、これは見直しをいただくということで、文言訂正というお話でございしますが、これは文言訂正にとどまらず削除していただきたいと思っております。

理由はかねて申し上げておりますとおりで、これはこういうことが出ますと混乱しますし、かえってこれだけではわかりにくいことになっています。そのように思っております。また理由が必要であれば、後日文書でもお出しをします。

それから、先ほどのご発言の中で1つ誤解をされている点がありますので、これはこの場で指摘をしておきたいと思っておりますが、安威川のダムが、 $231\text{m}^3/\text{s}$ 水源確保量として必要な中で、 $230\text{m}^3/\text{s}$ が賄われておって、あと $1\text{m}^3/\text{s}$ だけ足りないために安威川ダムの利水をやると、こういうご発言ですが、それは間違いです。それは事実を間違ってとらえておられます。

$231\text{m}^3/\text{s}$ という水源の確保量は、それは $180\text{m}^3/\text{s}$ という日平均から0.78でこう割り算しまし

て231m³/sと出ているんですが、その231m³/sの中でどういうふうにそれぞれの水源で負担するかということについては、当時222m³/sが確保されておったんですね。だから9m³/s足らなかったんです。210m³/sが既得利水で、それから臨海工水から12m³/s回すということで222m³/sが確保されておって9m³/sが未だである。その残の9m³/sについて、紀の川利水でどうするか、安威川ダムでどうするか、あるいは工水からの転用をどうするかというふうな、9m³/sの水源内訳の議論がなされたのであり、231m³/sが必要で230m³/sが確保された、いかにも1m³/sだけ不足でという話ではないのであります。認識が間違っておられると思います。

荻野部会長

このことを議論する必要はないと思うんです。これはこの部会で2度、3度、同じことの話がありました。残りの9m³/sについては、既に工業用水の転用を考えてますと、で、残り1m³/sだけが足りないのですということは、もうここで何度も言われた話なんです。

工水の転用を、先ほどの臨海の処分を入れてですよ、その残りの部分については工水の転用がこれだけありますと、これは織り込み済みですと、しかしながら残念ながら1m³/sだけ不足なんですというふうな説明やったんです。ここの委員会での。

ですから、それは誤解とかそんなのでは一切ありません。どこにもそういうところはあります。それは。

金盛委員

それはどなたの説明ですか。

荻野部会長

もとの材料は大阪府の水道が提供して、河川管理者が説明したんです。

違う違わないは、これは行政の中の話ですから、しっかりとそちらの方で議論、整理をしてください。こちらはそこから先、いただいたものでディスカッションをした世界でありますので。

ただ、そのことが、この大阪府の水道にどうも神経を逆なでをするようなことだということになると、大変気まずいものでありますので考えさせてもらいたいとは思いますが。ただ、全体の流れ、我々の水需要管理というのはこういう仕組みの中であって、具体的にはこういうところに反映しているんだと、行政の仕組みの中にこういうふうに反映しているんだということをみんなに知ってもらわない限り、抽象的な文言を言うてみても何の意味もないということで、こういうところを随所に、今ちょっと危険を恐れず、覚悟して少し書かせてもらっているところです。

確かに、こういうものを全部抜くと、おいしい話になるんです。のど越しさわやかになるんですが、決してそれだと前に進んだものにならないし、もっと生き生きとした、生きたものにはならな

い、心を打たないんだらうと僕は思って、あえて、みんな痛みがそれぞれあります、そのそれぞれの痛みをこの際だからみんな出そうやないかということで。ちょうど、一番最初、今のタイミング、チャンスがあるんやと、こう寺田委員から言っていたのは、まさにそういうことだらうと思っております。

ですから、単にこう抽象的な文言を並べてそれで終わりということは僕はしたくないなと。もっと具体的に、もっと現場の世界を反映した形に、そこまでつないだ形でやっていきたいなと思っています。

金盛委員

今から始める議論だったらいいです。ところが、この問題は大阪府において、もうしかるべき手続を済ませて、それで大阪府も決断をして、もっと詳しく申し上げますと、水道の経営・事業等評価委員会で認められ、府の建設事業評価委員会でも審議をされて、なおそれでも。

荻野部会長

私もそれを承知の上でこれを書いております。

金盛委員

しかも、議会でも議論されて大阪府として決定した話なんです。だから、これが出ることによって、要らぬ混乱を招くだけなんです。だから、私は削除したらいいと思う。

荻野部会長

そういうことも承知の上で、わざわざこれを書かせてもらいました。

これは大阪府に対するメッセージではありません。河川管理者に対するメッセージです。一言、読んでください。一番最後に。こういう状況で、「健全な水循環の観点からしても河川管理者は利水者との関係を明確に説明する必要性が生じている」と、こう書いてあるんです。これは河川管理者に物すごい厳しいことを言っているんです。

大阪府さんには、何にもこう、私はこれでやりますで、それで十分なんです。もう行政手続も全部、府議会も経てます、やりますと、何を言われても関係ありませんと、これでいいんです。ただし、河川管理者はそれでいいんですかと。それで、河川管理者は水利権許可の大権を持った、まあ言えば一番強い、まあ権力者という言葉はどうか分かりませんが、はっきり言うと、大阪府は国のダムから撤退したいと、ここの水利権をおりますと、にもかかわらず自分のダムはつくりますということに対して、こういう場合にこれは水利権許可の対象になりますかと、河川管理者はどうされますか、教えてくださいということがここに書いてあるんです。

そういう行政上の手続も、それから実際のこの数量的な、技術的な問題も含めて、水需要管理の

観点からいくと、こういういろんなことが問題になっていますと。これを整理しよう。今チャンスやからこれをやろうやないかということ、問題の提起といいますか意見といいますか、提言という形で、具体的にこう書かせてもらっています。

それはもう大阪府は議会を経て、粛々とやられたら、それは全然、そこまでは我々は、そのやめろとか、いけとかいうようなことは一切言えないし、言う立場にはありません。ただ、河川管理者に対しての提言として、それでよろしいのですか、水利権許可というのはどんなふうにかういった場合はなるのですかと、それを間違ったら変なことに、おかしいことになるぞということ言うてあるだけです、というか言っているんです。この点は。

だから、大阪府という名前が挙がっていますが、大阪府さんは何ら痛痒を感じない。ああそうですかというふうに言ってもらったらいんです。ただこれは河川管理者に対するメッセージ、提言なんです。

江頭委員

先ほど手を挙げましたのは、今、荻野部会長が数字の意味をおっしゃったので、ちょっと言いにくいんですが。

数字というのは、世の中が変わるとまた変わる可能性があるんで、提言としてはなるべく、直接的な数字が出ない格好で、要するに長く生きるような、そういう文章にできればしていただきたいなという、要望を申し上げようと思っていました。

それから、この3章の内容は、2.3の「水需要管理の4本の柱」、前は3本の柱でしたけれども、それに対しての内容になっているわけですか。

荻野部会長

表題を見てください。「水需要管理の具体的施策の検討」に。

江頭委員

具体的施策の検討ですから。

荻野部会長

検討なんです、はい。

江頭委員

管理の3本の柱に対応したものと違うんですか。

荻野部会長

もちろん1つずつ対応してません。これは我々のこの部会、あるいは委員会の中で挙げられた、いろんなケースが出てきていました。そういうものを整理して、5つのものにまとめたものです。

必ずしもこれが、例えば1本目の柱はこれに、2本目の柱はこれにという問題ではありません。

江頭委員

そうですか。

荻野部会長

はい。そういうふうに理解してください。

江頭委員

わかりました。

それで、3.5の「治水との関係」のところなんですけど、29ページと30ページ、もちろんここに書かれている29ページの内容でも結構かと思うんですけども、ちょっとあいまいな表現が多過ぎるので、私としては30ページの、この四角で囲んである内容で置きかえた方がずっとわかりやすいのではないかなと、そういうふうに思っています。

荻野部会長

済みません、内容はちょっと全然違ったカテゴリーのものです。

江頭委員

そうですか。

荻野部会長

はい。

江頭委員

これ、違いますか。私は同じように見えますけど。

荻野部会長

箱の中は、事前放流と予備放流のことに限って書いてあります。事前放流は琵琶湖に対する事前放流、それから予備放流は一庫ダムとか木津川水系の5ダムそれぞれについて、利水容量、治水容量、それから「但し書き放流」という、非常に怖いことを抱えて爆弾を抱えているわけですので、こういうことも検討すると。

そのときに、それでは利水とどういう関係があるかということ、予備放流で空振りになったときに、その利水容量を食ってしまうことになるので、これに対する手当てが何かうまくいかないかということをきっちり検討してみてくださいと。いろんなやり方があるやろうということです。

その1つは、渇水時の水需要の問題とかね、そういうことなんです、これは。だから前とは全然違います。

江頭委員

だから、「琵琶湖の事前放流」、この表題がいいかどうかはともかくとして、これに少し弾力的な運用の問題とか、環境の問題を増強すれば非常にわかりやすくなるのではないかなという、そういう思いですが。

村上興正委員

恐らく水位操作の方が関係して、その部分は多分、水位操作ワーキンググループの方が書くと思うんですよ。だからここでは、利水との関係において少し触れておくという程度のものでいいと思います。

先生の言われていることは、多分、水位操作のワーキンググループの報告書の中が中心になると思います。仕分けをどうするかが難しいですけどね。

荻野部会長

ワーキンググループの水位操作の利水との関係については、私は担当になってまして、どちらでどう書くかというのが、ちょっと今混乱しているところです。

ご意見いただいた、非常にわかりやすいので、本当にもうちょっと考えさせてもらいます、それは。

済みません、もう30分を超えました。今、大きな難問を抱えつつですね。谷崎さん、さっき何か手を挙げられてたけど、ありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

先ほどちょっと金盛委員から質問のあったところで、私どもが何か違った説明をしたように伺ったんですが、その辺もう一度お聞かせ願えませんでしょうか。

荻野部会長

これははっきりしていることは、金盛委員の言われた $1\text{ m}^3/\text{s}$ の内容が、最後の231プラスの話で、 $9\text{ m}^3/\text{s}$ のところが何も安威川ダムだけではないんですよということの疑問点ですよ。それに対して、我々が河川管理者を通じて、大阪府の水利計画、利水計画については231で、230までは手当てがついていると。手当ての内容は、今のもう既に手当てのついている $220\text{ m}^3/\text{s}$ と、それから臨海の処分と、それから府営工業用水を転用するんですというふうにして、もう既に説明はついていますということなんです。それで、これで間違いありませんかということはもう一回持って帰っていただいて、整理をしていただいたらいいかと思います。だからこれは、リコンファームということですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

水源の、大阪府さんの計画は提示はしたけど、中身についてこういうふうになっているという説明はしたつもりはなかったんですが。こういうメニューがありますとって大阪府さんが決められましたという、そこまでは説明させてもらいましたけど、こういうふうにしたとは。

荻野部会長

それでは、そのところを確認していただければありがたいと思いますね。その231と230の、こうありますと。今、金盛委員から、その230までの間はこうなっているんだと疑問が出てますと。

千代延副部会長

千代延です。確認していただけるのでしたら、今の、これは計画でして既にすべて確保したものではないけれども、まずは $210\text{m}^3/\text{s}$ は既に確保しておる水源であると。それから、工水、大阪臨海工水 $12\text{万m}^3/\text{日}$ ですね、水利権として認めたかどうかという、その辺の私は難しいところはわかりませんが、とにかく臨海は $12\text{万m}^3/\text{日}$ 、それから大阪府工業用水の転用 $7\text{万m}^3/\text{日}$ 、それから紀ノ川大堰 $1\text{万m}^3/\text{日}$ 、それから安威川ダム $1\text{万m}^3/\text{日}$ という計画になっておるといふ説明が抜けていますので。リコンファームされるのであれば、そういうのでよろしいかどうか確認していただければありがたいです。

今本委員長

時間が随分過ぎていますしね、傍聴者の方たちを余り待たすのも失礼だと思います。できたら今のことはもう個人的に議論いただいて、結果を示していただくということでどうでしょうか。

荻野部会長

そのようにさせていただきたいと思います。

大変重い課題の中で、短い時間で議論を尽くせないところがあるかと思いますが、なるべくこの会議のご意見を反映した形で、まあ最終的になるかどうかわかりませんが、ドラフトをもう一度書かせていただきたいと思います。

それで、4章の方は、また積み残しになりますが、内容的にはこう大きな疑問点、3章に比べて疑問点が出てくるようなことはなかろうかと思えます。ただ、文言とか内容とかについてご意見あるかと思えますので、それぞれご意見を我々の方に出していただければありがたいと思います。

「おわりに」は、一番最初に議論していただきましたので、これで一応、頭からしっぽまで議論をさせていただいたということで、第8回の部会の議論はこの辺で終わりにさせていただきたいと思えます。

ただ、部会は、我々の委員の中ではこれが最後ということになります。この12月7日の第54回の委員会で、部会からの提案ということで委員会に提案して、委員会でもう一度議論をしていただい

て、最終的に河川管理者にお渡しすると。

多分、いろいろな観点で、この結論なりこの考え方に対して賛同しかねるということはいっぱいあるかと思います。その取り扱いにつきましては、これまでの報告書や委員会の提言等々にありますように、附帯意見をきちんとつけたいと思います。反対意見、それからその他、いろいろな意見があるかと思うので、きちんとした形で反映していきたいと思います。ただ、本論の文言の中に、反映できるものもあるし、できないものもあるし、できないものについては申しわけないですが、そのような形で区切りとさせていただきたいと思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

荻野部会長

それでは、5時5分になりました。一般傍聴者の皆さんからご意見を賜りたいと思います。

あらかじめ手を挙げておいていただくとありがたいですね。3名の方ですね。

それでは、1番の方から順番に。

傍聴者（野村）

ご苦労さまです。関西のダムと水道を考える会の野村でございます。

伊賀用水ですね、伊賀水道用水供給事業、川上ダムとの関連でございますが、これについて少し申し上げたいと思います。

最初に申し上げておきたいことは、荻野部会長を擁護することになるんですけども、きょう聞いておきまして、やはりこの伊賀用水についての、この部会での、あるいは委員会での審議が非常におくれていたということを改めて感じております。やはり以前の利水部会という段階から、これについてもっと審議、検討しておくべきであって、部会長が荻野さんにかわられてから始まったというような印象を受けておきまして。やはりこれでは、もう時間的にも全然足らなかったということではないかと思えます。

本論と申しますか、申し上げたいことなんですが、私どもも実は幾つか、この伊賀用水につきましては川上ダムの関連で意見書を出させていただいてきましたが、しかしきょうの議論を聞きまして、やはりもう少し我々も頑張ればよかったなど。あと1つや2つは意見書を出せたのではないかなという感を持っております。

それはともかくとしまして、私どもとしましては、何回か現地に行きまして、我々素人なりに調査をいたしました。6つの市町村、その当時は6つの市町村でしたので、すべての水道課に行って話を聞きまして、三重県庁の水道室だったと思いますが、そこにも行きました。それから、伊賀用水の、現地に伊賀市に事業所がございますが、そこにも行ってお話を聞きました。

そういうことの印象としまして思いましたことは、6つの市町村、青山町とか大山田村とか、どちらかというとなの方には位置するところは、比較的、水資源において余り不自由していないのではないかと。しかし逆に、伊賀市、当時の上野市ですが、上野市を含めました中部から北部のところ、この辺はやはりちょっと、年によっては不足するのではないかと、そういう印象を受けました。これはこの地域はちょっと難しいなというふうに思ったことでございます。

それともう1点は、先ほどのパイプラインですが、この伊賀用水の事業は、もう私らが行った二、三年前、もう既にかなり進捗しておりまして、現在はもっと進んでいるように思いますが、工事自体が進んでおりますし、あるいは浄水場の用地取得、こういうのがもう既に終わっているというようなことでもございましたので、やはりこれを無視してという考え方はやはり現実的ではないのではないかとというふうに思いました。

ということで、私どもの会としましては、この伊賀用水の事業、これは一応認めて、これを前提として考えるべきではないかというふうに思ったわけです。そのときに、次の問題としまして川上ダムが出てくるわけなんです、ではその伊賀用水の水源として、川上ダム以外にはないのかということを考えてわけです。

素人なりにいろいろ、現地に何遍も足を運びまして話を聞いたりしまして、それで出させていただいた意見書としましては、1つは青蓮寺ダムですね、青蓮寺ダムからの既存の農業用水の施設、これを利用するという手があるのではないのでしょうか。あるいはもう1つは、下流の京都府の水利権との関係で、比奈知ダムからの水を前深瀬川に導水するというような方法もあるのではないかと、まあ素人っぽい考えかもしれませんが、とにかく何か代替案を出せないかという気持ちが非常に強かったものですから、そういう2つの意見書を出させていただきました。

ということなんです、しかしそういうことで我々なりに感じましたことは、先ほども申しましたが、この地域の水道事業というのは結構難しいなということで、簡単に素人がこうだというようなことは言えないなという思いがありまして。それで、きょう出席させていただきますと、三重県と伊賀市から文書が出ている。数字とかについて事実誤認とかというような話が出ておりましたが、そういうのは、私も細かい数字は覚えておりませんが、確かにあるような気がします。ですから、意見書を出されるまでに、一度詰められる必要があるのではないかとというふうに思います。

しかし、その一方で私らが評価しますことは、この中で、いわゆるそのソフトソリューションということで書かれておるわけですが、まず伊賀用水と農業用水との合同堰堤、合同井堰をつくってはどうかという提案がされているということですね。もう1点は、岩倉地点での湯水流量、これに基づいて、もう一度角度を変えて検討すべきではないかということを書かれている。これは私らが

思いつかなかったことで、ぜひこれは審議を深めていただきたいと思っているところです。

特に、この農水につきましては、この地域は本当にこれは大きな問題だなと実感したことがございまして、ちょっとご披露しますと、あるとき、この中の守田浄水場というのがございます。上野市のメーン、中心のこの地域のうち一番大きな浄水場ですが、ここへ行ってお話を聞きました。私は質問しまして、この目の前の木津川から取水されておりますが、1年を通してその取水に苦労される時というのがございませうかというふうに質問をしたわけですね。私の頭の中では、恐らく8月、9月ごろの例の夏の渇水期であろうというふうに思って、水需要も多いときであろうと思って質問したんですが、回答はそうではありませんで、5月、6月ですということだったんですね。つまり、周辺の水田、広々と水田が広がっておりますが、あそこに取水する、苗代あるいは田植えですね、あのときに取水する、このときに最も農業用水を取水されてしまうので、私どもの浄水場の目の前の地点について流量が減ってしまうんですと、とれなくなる場合があるんですと、こういうお話であったんです。

その気で周りの水田を見ますと、ちょうどまあ出穂期と申しますか穂が出る時期で、すごい量の水がその水田に取り込まれておりまして、とうとうと流れている。ですから、やはりこの地域は、時期によっては人間よりも農業、米の方が大事な時期があるんだなというふうに思った次第です。

しかし、もう1歩ひるがえって考えますと、しかし本当にこれだけの水が水田に要るのかなという疑問も実は持ちました。ですから、先ほど申しました、農水と伊賀用水との合同井堰と、これは非常に大事な検討課題ではないかなというふうに我々は思っております。

それと、岩倉地点についての渇水流量についても、恐らく河川管理者に要求されたんだと思うんですが、河川管理者が何らかの理由で出さなかったのではないかなと思っておりますが、これも大きな目で見れば必要なことですので、ぜひこれも資料をもとにした検討も必要なのではないかというふうに思っております。

それと、ちょっと長くなって恐縮ですが、この水需要管理のソフトソリューション、格好の例題ということが書かれておりますが、私たちもそのように思います。この地域は難しいだけに格好の地域であろう、例題であろうと思しますので、ぜひ今後のこの委員会、部会において、この辺の取り組みをお願いしたいと思います。

以上でございます。

荻野部会長

それでは、はい、それではどうぞ。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

きょう配付の参考資料1に、意見書727「幻の水需要」と題し、三重県伊賀市内の農業用水が、法の不備のために、全く抜け穴だらけの流水占用届け出制度のもとで、許可水利権に移行したはずなのに慣行水利権台帳から抹消されずに残されている問題を指摘しております。つまり、水利容量がダブってダブって膨れ上がってしまうという台帳の珍現象が起こっています。

もともと昭和42年の流水占用届け出制度施行時に、多くの水利権者が過大に取水容量、かんがい面積を膨らませて届けています。昭和59年、県の木津川改修工事関係調査でコンサルタントが現況調査をしましたら、ある井堰がかりでは10倍以上の主張をしており、そのすべては下流地区外にあるんだという強い主張をされたため、表面的にそれに従ったような報告文書になっています。

このように、流水占用事務は多くの矛盾を抱えたまま、時代の変化にも適応していない農業利水、「幻の水需要」を数多く残してしまっていることを皆さんに知っていただきたいと思います。

この面からも、水資源開発、フルプラン体制を水需要管理体制へ転換する必要性を強く感じました。利水・水需要管理部会が膨大な問題を精力的に追究されて、「水需要管理に向けて」という報告書案をまとめてこられた非常な努力に敬意を表明したいと思います。それでも、私たち流域住民が求めているのは、「河川が自然豊かな川らしい川に戻らねばならないこと」と「水の利用のあり方を流域住民自身が決定しなければならない」ということです。フルプランを廃して水需要管理体制へ変わるべきだという提言はまことに適切で、素晴らしい方向を示しておられます。しかし、まだまだ私たちは『先があるぞ、まだ物足りないぞ』と思っております。

荻野部会長

はい、それではどうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。私からこれから述べます意見について、この部会の議論になじむかどうかかわかりませんが、水需要についてのいろいろ議論が出ました。

「水はだれのもの」だということです。その水は安全かどうかという議論がありません。これは水質の問題ですね、要は。水質の観点の議論というのが、どの部会でやられるのかわかりません。この会場は京都の鴨川の近くにありますが。鴨川条例というのが今、京都府で議論されています。

先日、京都新聞に、既に皆さん御存じだと思いますが、表題だけ言います。全部読めというなら読みますけれども。「鴨川に下水流入」、下水合流式処理が原因。BOD100培超。河川の水質悪化を懸念、雨水吐口40カ所から流出しているということです。予算処置について、京都市が困って

います。この水が当然、下流域、桂川に流れて淀川に流れて、大阪湾にそそいでいます。それを水道水で皆さん飲んでおられるわけです。生物も飲んでいきます。問題は京都だけの話ではありません。もちろんこの記事を読んでいただければわかると思いますが、琵琶湖、滋賀県、丹生ダムにもある。今、議論されておる建設予定の丹生ダム周辺、川上ダム建設予定の上流、中下流域三重県の方にもある。各府県、この流域委員会が対象とする中にこういうものがある、現状、我々がそれを飲んでいくわけですね。

もう一つ、琵琶湖の問題、これは大津市もこの記事に載っていますが、湖東土地改良整備事業ですね、これから出る農業排水の琵琶湖の汚染の問題、これが下流域にいろんな農薬の物質が流れるわけです。ため池を取り除いて、農業を合理的に経営するという意味でやられています。これは滋賀県だけではなくて、もちろん全国各地域でやられていると思います。これは農水の関係です。すごい税金が使われています。その水を我々、飲用水としてとって飲んでいくわけです。

なぜこの議論が、人間生活の毎日のことですか。日々飲んでいく水問題が、この水需要部会で議論されないのか不思議でなりません。河川管理者、近畿整備局も、国土交通省も、全国で水質検査をやっているということですが、実態的なものについてはつかんでないわけです。全国津々浦々。これは河川管理者が悪いというのではなくて、国全体の政策の見落としというのか、経済発展ばかり考えて、足元を見たらひどい水環境になっているのです。この環境を取り返すのにはとんでもない、ダム1個、2個の建設予算ではすみません。除草剤、化学物質もしかりです。千代延さん、長かったらとめてくださいよ。

今本委員長

もうとめんといかんわ。

傍聴者（酒井）

そしたら終わります。以上です。

〔その他〕

1) 委員会における今後のスケジュール

荻野部会長

どうもありがとうございました。

議事次第に従いまして、最後の「その他」の項目でございます。その他の項目は、委員会における今後のスケジュールでございます。

この部会は、第8回をもちまして終了ということになります。我々、第2期の委員会としては、公式の部会はこれで最終回とさせていただきたいと思っております。

したがいまして、きょういただいたご意見をこの提言の中に反映して、皆さんになるべく早くお示しいたします。なおかつ、ご異論、反論等々あるかと思しますので、ぜひそれはきちっと書いて文書の形にさせていただいて、この提言の後ろに反映させていただきたいと思ひます。

それで、スケジュールなんですが、できましたら12月1日を、そのご意見の締め切りというふうにさせていただいて、今、実は12月4日に、我々作業をしようというふうに思っております。12月4日に、能率協会の事務所をお借りしまして、午前10時から最終稿の整理をいたしたいと思ひます。もしお時間の許す方がいらっしゃいましたら、ぜひご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その作業を終えまして、最終稿を、12月7日の第54回委員会に部会からの提案ということで出させていただきます。もちろん、これは委員会でございます、審議事項でございますので、そこでもう一度全体の委員にお諮りをして、ご意見をちょうだいいたしまして、また修正等々は入るかと思ひますが、最終的には我々委員の任期の一番最後が1月30日の最後の委員会でございますので、そのときに、委員会としての提言を河川管理者の方にお渡しするという運びでいかせていただければありがたいと思っております。

そんな段取りでいかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご承認いただいたということで、そのような段取りで進めさせていただきたいと思ひます。

何かこの際、ご意見ございますでしょうか。この部会はこれでもう最後ということになりますが、いかがですか。よろしいですか。

河川管理者の方から何かございますか。神矢さん、お一言。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

ちょっと細かい点について内部で確認をしないといけない、先ほど大阪府さんの話がございましたので、それは一回ちょっと確認をさせてください。その上で、どうしてもということであれば、ちょっと時間もない中ですので、場合によってはちょっと個別にやらせていただくということもあるかと思ひます。よろしくお願ひします。

荻野部会長

ありがとうございます。確かにちょっと難しい項目が第3章に幾つかあります。ぜひ局内の方でもディスカッションしていただきたいと思います。

ということで、1時間延長になりましたけれど、これで利水・水需要管理部会の全スケジュールを終了いたしたいと思ひます。

きょうは、11月23日の勤労感謝の日にもかかわらず、本当に勤労していただきましてまことに感謝いたしております。河川管理者の皆さんも、本当によく我慢してつき合ってくれたなと感謝しております。庶務の皆さんも、本当にこういうときによくフォローアップしていただきました。ありがとうございます。また、委員の皆さんにも、本当にお忙しい中、真摯なご議論をいただきましてありがとうございます。傍聴者の皆さんも本当に駆けつけていただいて貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、第8回利水・水需要管理部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 5時28分 閉会〕